

輝く笑顔！地域で支える子育てのまち

香取市
次世代育成支援行動計画
(案)



平成 21 年 12 月

目 次

I 序 論	1
第 1 章 計画策定にあたって	1
第 1 節 計画策定の趣旨	1
第 2 節 計画の位置づけ	1
第 3 節 計画期間	1
第 2 章 社会背景	2
第 1 節 子どもや子育て家庭をとりまく時代状況	2
1 少子化傾向の動向	2
2 女性の意識変化による社会進出	3
3 社会における環境の変化	3
第 2 節 国の政策の推移	4
第 3 章 香取市の子どもや子育てをとりまく状況	6
第 1 節 人口の推移	6
1 人口	6
2 婚姻・出生	10
3 世帯	12
第 2 節 就業の状況	13
1 年齢別就業率	13
2 産業別就業者数	14
第 3 節 家庭や地域の動向	19
1 年齢別就業率	19
第 4 節 子育てに関する市民ニーズ	22
1 「子育てしやすい環境」との評価は 3 割	22
2 4 割強が「総合的な窓口」と「情報交換の場」を求めている	22
3 理想の子どもの数でない理由は経済的な問題が一番	23
4 ニーズの高い施策は「医療体制」と「経済的支援」	24
II 計 画	25
第 1 章 計画の基本的な方向	27
第 1 節 基本理念	27
第 2 節 3 つの重点的視点	27
1 サービス利用者の視点	27
2 子どもの視点	28
3 すべての子どもと家庭への支援の視点	28

第3節 6つの基本目標.....	28
1 子育て家庭を支援する地域づくり.....	28
2 健やかに産み育てる環境づくり.....	28
3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり.....	29
4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり.....	29
5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり.....	29
6 支援が必要な子育て家庭等と子どもへの取り組み.....	29
第2章 施策の方向.....	31
第1節 行動計画の目標.....	31
1 子育て家庭を支援する地域づくり.....	31
2 健やかに産み育てる環境づくり.....	32
3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり.....	33
4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり.....	33
5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり.....	34
6 支援が必要な子育て家庭等と子どもへの取り組み.....	34
第2節 具体的施策の内容.....	36
1 子育て家庭を支援する地域づくり.....	36
2 健やかに産み育てる環境づくり.....	43
3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり.....	49
4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり.....	50
5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり.....	51
6 支援が必要な子育て家庭等と子どもへの取り組み.....	55
第3章 推進体制.....	62
第1節 行動計画の推進体制.....	62
1 子育て家庭を支援する地域づくり.....	62
Ⅲ 資料.....	65
香取市次世代育成支援行動計画策定方針.....	65
香取市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱.....	69
香取市次世代育成支援行動計画策定委員名簿.....	70
香取市次世代育成支援行動計画策定経過.....	71
アンケート調査の概要.....	72

第1編 調査の概要	72
第1章 目的	72
第2章 配布・回収の状況	72
第3章 分析上の留意点	72
第2編 結果の概要	73
第1章 就学前児童用・小学生用	73

I 序 論



第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を、迅速かつ重点的に推進するための法律で、10年間の時限立法です。

香取市においてもこの法律に基づき、平成18年3月27日の合併以前に、佐原市、小見川町、山田町、栗源町がそれぞれ次世代育成支援行動計画（前期計画）を策定し、延長保育の実施や、子育て支援センターの開設など、子育てに対する支援の強化に努めてきました。

少子化が進む今日、市民が安心して子どもを生み育て、明日の香取市を創る子どもたちがすくすくと育つための「次世代育成支援」は、市政の最重要課題の1つです。

そのため、平成22～26年度の5年間における本市の「次世代育成支援」の基本的な考え方や、その考え方のもとで、市民や保育・教育従事者、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために、「香取市次世代育成支援行動計画」（後期計画）を策定します。

策定にあたっては、香取市総合計画、とりわけ重点プロジェクトである「子育てのまち創造プロジェクト」との整合に留意します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、保健・医療・福祉、教育、雇用、住環境など、各分野における本市の総合的な次世代育成指針であり、行政だけでなく、家庭、保育施設、幼稚園、学校、地域、企業など、子どもを取りまくすべての市民が、それぞれの立場で取り組む指針となるものです。

- ① 本市にとっては、総合的かつ計画的な次世代育成の指針となります。
- ② 市民・各種施設・企業にとっては、子育てに関わる市民活動や施設運営、企業活動などの指針となります。
- ③ 国・県に対しては、本市の次世代育成の方向性を明示し、それに基づき国・県の各種施策の実現を促進していきます。

第3節 計画期間

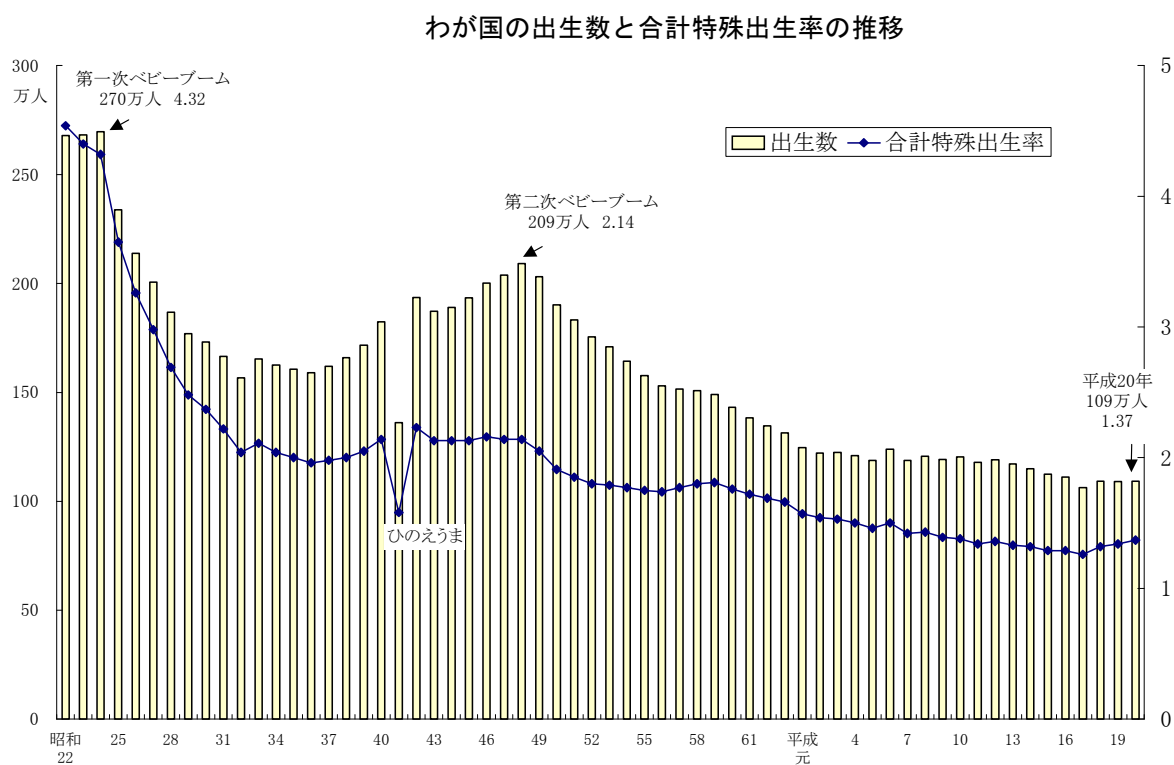
本計画の計画期間は、平成22～26年度の5年間とします。

第2章 社会背景

第1節 子どもや子育て家庭をとりまく時代状況

1 少子化傾向の動向

わが国の出生数は昭和48年の209万人以降、減少し、近年は110万人前後で推移しています。合計特殊出生率は平成17年の1.26を底として、平成18年は1.32、平成19年は1.34、平成20年は1.37と、やや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

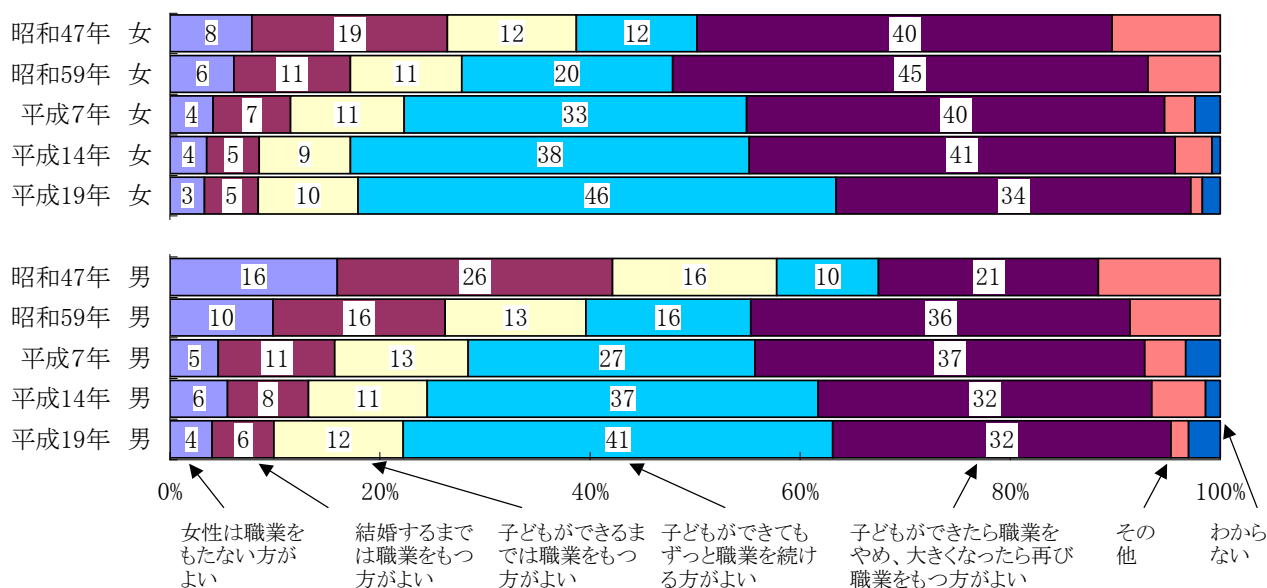
合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の年間合計。

1人の女性が一生の間に生む子どもの数の目安とされる。

2 女性の意識変化による社会進出

女性の自立意識や自己実現意欲の高まり、雇用条件の整備などにより、女性の就業率が上昇するとともに、就業形態も多様化しています。また、就業面に限らず、様々な分野で女性の社会進出が進んでいます。女性の優れた能力の活用や、男女共同参画は、社会にとっても有益でかつ当然のことです。しかし、一方で、就業と結婚・出産・育児の二者択一を迫られる場面も多く、晩婚化や少子化の大きな要因になっており、出産後の職場復帰や再就職、子育てと仕事の両立に関する条件整備や、男性を含む働き方の見直しなどが課題となっています。

女性が職業をもつことに対する意識の変化



注：昭和47年は18歳以上、昭和59、平成7、14、19年は20歳以上の者を対象として調査している。

資料：総理府広報室『婦人に関する意識調査』（昭和47年10月）、『婦人に関する世論調査』（昭和59年5月）、『男女共同参画社会に関する世論調査』（平成7年7月）（平成14年7月）（平成19年8月）による。

3 社会における環境の変化

急速な少子化や女性の社会進出に加え、核家族化や都市化などにより、子どもをとりまく環境は大きく変化しました。身近で安全な遊び場や集団的な遊びの機会の減少、地域の教育機能の低下などがみられるとともに、慣れない育児や子どもの進学への不安、経済的負担の増大など、安心して子どもを生み育てることが厳しい状況となっています。

また、非正規雇用の増加、ひきこもり問題など、若者が経済的・精神的に自立できない状況も顕在化し、結婚や子どもを持つことに対する意識の多様化につながっています。

こうした環境の多様な変化に対応し、地域全体、社会全体で次世代を育む仕組みづくりが求められています。

第2節 国の政策の推移

平成2年の「1.57ショック」を契機に、わが国では、子どもの数の長期減少傾向が社会問題として大きくクローズアップされ、以降、「仕事と子育ての両立」を施策の根幹とした「エンゼルプラン」・「新エンゼルプラン」の策定、少子化社会対策基本法の制定、「政府・地方公共団体・企業等の一体的推進」を図る次世代育成支援対策推進法の制定、「子ども・子育て応援プラン」の策定などを進め、少子化に歯止めをかけるべく取り組んできました。

近年は、「働き方の見直し」など雇用政策面の重視や、少子化問題は未来の問題ではなく現在の問題と捉え、必要な制度を拡充していく方向が示されています。

国の政策動向

	国の政策動向	摘要
平成2年	(1.57ショック)	少子化問題が注目される。
平成6年	エンゼルプラン(7～16年度)	初めての国定計画。これを機に、市町村で保育・子育て支援サービスの拡充が進む。市町村エンゼルプランの策定を促進。
	緊急保育対策等5か年事業(7～11年度)	保育サービスに数値目標を設定。5年間で延長保育実施箇所数3倍、地域子育て支援センター設置数8倍などの成果。
平成7年	育児休業給付の開始	
平成9年	母子保健事務の移譲	母子保健事務が都道府県から市町村へ移譲。市町村は母子保健計画(平成9～13年度)を策定。
平成10年	保育所入所方法の見直し	措置制度から契約制度へ。
平成11年	少子化対策推進基本方針	「少子化対策推進関係閣僚会議」が「利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備」など6項目を決定。
	新エンゼルプラン(12～16年度)	「少子化対策推進基本方針」の重点施策の具体的実施計画。保育だけでなく、相談、教育など計20項目の数値目標を設定。一時保育実施箇所数8倍、ファミリーサポートセンター設置数5倍などの成果。
平成12年	健やか親子21(平成13～22年度)	局長委嘱による「健やか親子21検討会」の報告書。市町村計画の策定を促す。「子育てに自信が持てない母親の割合の減少」など60項目強の数値目標。計画期間の26年度までの延長が決定。
平成13年	待機児童ゼロ作戦(14～16年度)	保育所受入児童数を平成14～16年度の3年間で15万人増が目標。15万人増は達成。待機児童数は16年度から減少に転じた。
平成14年	少子化対策プラスワン	総理指示を受けた厚生労働省の「提案」。「男性を含めた働き方の見直し」など労働部門を重視。
平成15年	次世代育成支援に関する当面の取組方針	「少子化対策推進関係閣僚会議」が「少子化対策推進基本方針」の「もう一段の対策」として閣議決定。女性8割、男性1割の育児休業取得率など労働部門にのみ数値目標を設定。
	少子化対策基本法	少子化対策の理念を法定。内閣府への少子化社会対策会議の設置や、地方公共団体の少子化対策の策定・実施責務、事業主の雇用環境整備の努力責務も規定。

	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援に関する 10 年間の時限立法。市町村や従業員 300 人以上事業主の行動計画策定を義務化。
平成 16 年	少子化社会対策大綱	少子化社会対策基本法に基づき閣議決定。4分野の重点課題に向けた 28 の行動を掲げる。
平成 17 年	子ども・子育て応援プラン(17～21 年度)	少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画。「全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる」など「めざす姿」を描き、「中学校区に1か所以上の子育て拠点施設」などそれに対応した数値目標を掲げる。
平成 18 年	「新しい少子化対策について」	少子化社会対策会議決定。これに基づき、19 年度から、①3歳未満児の児童手当引き上げ、②こんにちは赤ちゃん事業の実施、③育児休業給付率の引き上げ、④放課後子ども教室、放課後児童クラブの予算拡充(放課後子どもプラン)、⑤事業所内託児施設設置への税制優遇措置などを実施。
平成 19 年	認定こども園制度の開始	認定こども園は、①幼稚園と同様の4時間程度の教育、②保育に欠ける子に対する8時間程度の長時間保育、③通園児に限定しない地域子育て支援事業の3項目が要件。平成 21 年4月現在で全国 358 力所。
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	少子化社会対策会議決定。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するために、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」(「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み)を「車の両輪」として取り組む。
	仕事と生活の調和憲章・行動指針	ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。「10年間で週労働時間 60 時間以上の雇用者を半減」など 14 項目の数値目標を設定。
平成 20 年	新待機児童ゼロ作戦	「仕事と生活の調和行動指針」の数値目標のうち、10 年後に①3歳未満児への保育サービスの提供割合を 38%に(現行 20%)、②小学1年～3年生の放課後児童クラブの提供割合を 60%に(現行 19%)という2つの目標をめざし施策展開。
	5つの安心プラン	社会保障の機能強化のための緊急対策。閣議決定。5つの柱のうち1つを次世代育成支援とし、家庭的保育(保育ママ)の制度化のための児童福祉法等改正など、緊急対策を盛り込む。
	社会保障国民会議最終報告	社会保障国民会議は、閣議決定により開催された有識者会議。少子化対策は未来への投資とし、国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的追加コストは 1.5～2.4 兆円と推計。
	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」	社会保障国民会議最終報告をふまえ閣議決定。子育て支援の給付・サービスの強化を明記。用途を明確にして消費税増税で賄う。
平成 21 年	社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告	「保育の必要性を市町村が認定し、保育が必要と判断された利用者と保育所が公的保育契約を締結する『新たな保育の仕組み』」を提案。

第3章 香取市の子どもや子育てをとりまく状況

第1節 人口の推移

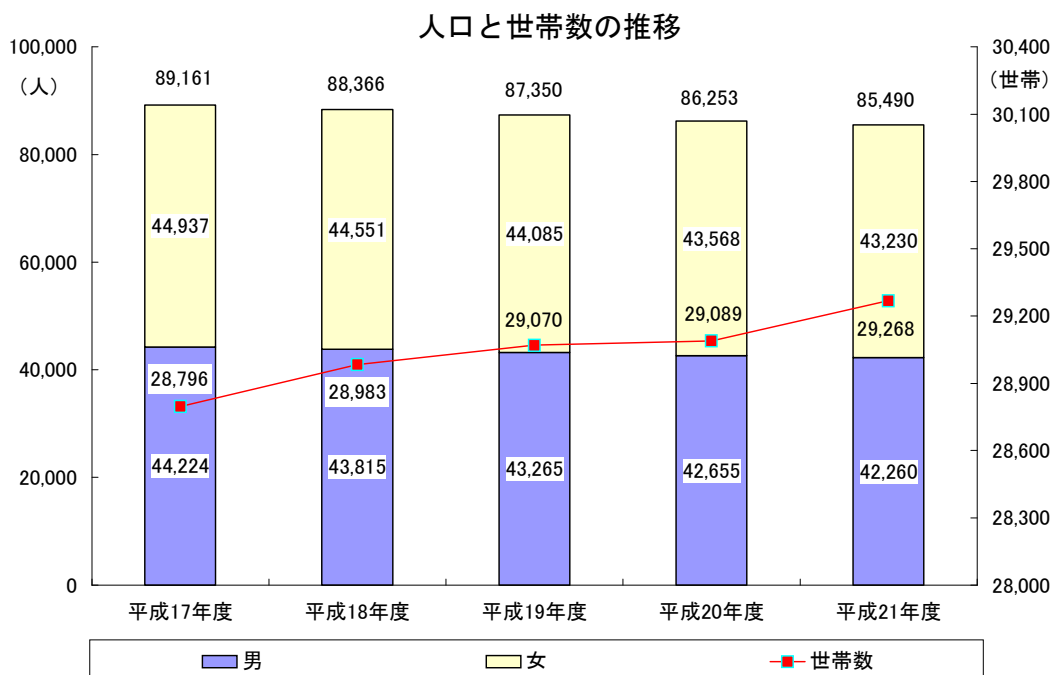
1 人口

本市の人口は、10月1日現在の住民基本台帳によると、平成21年の人口は85,490人で、平成17年の89,161人から4年間で4.1%減少しています。平成21年男女比をみると男性が49.4%で女性が50.6%となっています。世帯数は、平成17年の28,796世帯から平成21年度には29,268世帯と1.6%増加しており、核家族化の進捗がうかがえます。

■人口と世帯数の推移

	人口			世帯数	世帯人員
	男	女	計		
平成17年度	44,224	44,937	89,161	28,796	3.10
平成18年度	43,815	44,551	88,366	28,983	3.05
平成19年度	43,265	44,085	87,350	29,070	3.00
平成20年度	42,655	43,568	86,253	29,089	2.97
平成21年度	42,260	43,230	85,490	29,268	2.92

資料：市民課（各年10月1日現在）

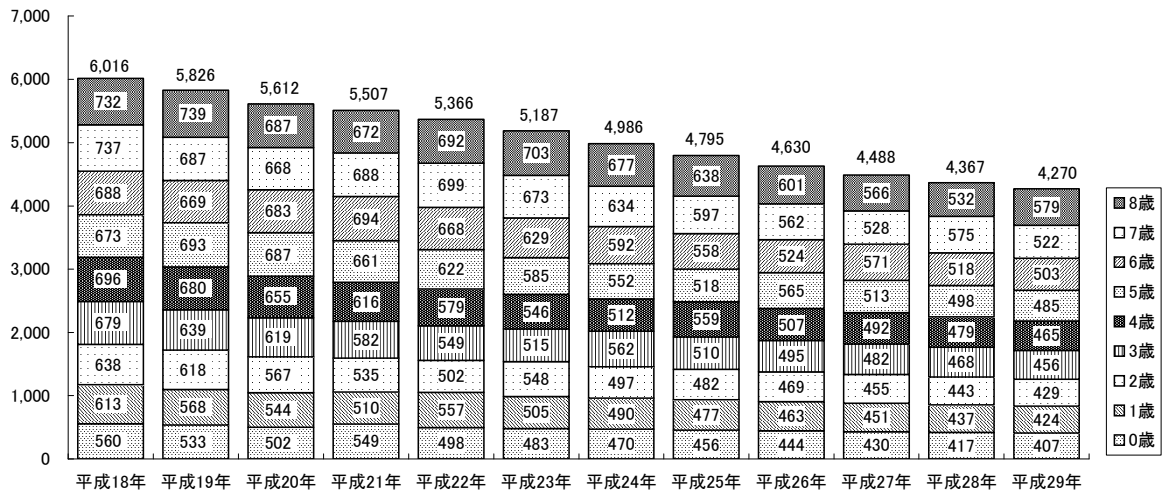
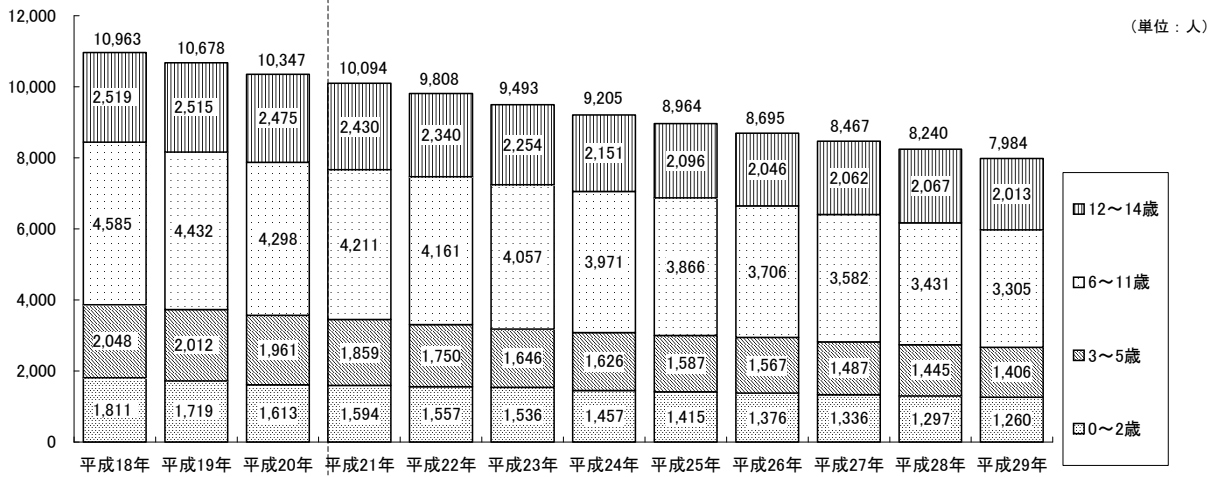


資料：市民課（各年10月1日現在）

平成20年10月1日現在の本市の住民基本台帳によると、年少人口（0～14歳）は10,347人で、平成26年には8,695人に、平成29年には7,984人になるものと推計されます。また、平成20年の20～30代女性の人口は8,881人、男性は10,031人で、平成26年には女性が7,421人、男性が7,992人になるものと推計されます。

これらは、現在の減少傾向が今後も継続すると仮定して推計したものです。子どもや若者世代の人口減少は危機的状況にあると言え、まちの活性化のためにも、若者定住策を強力に推し進めていくことが求められます。

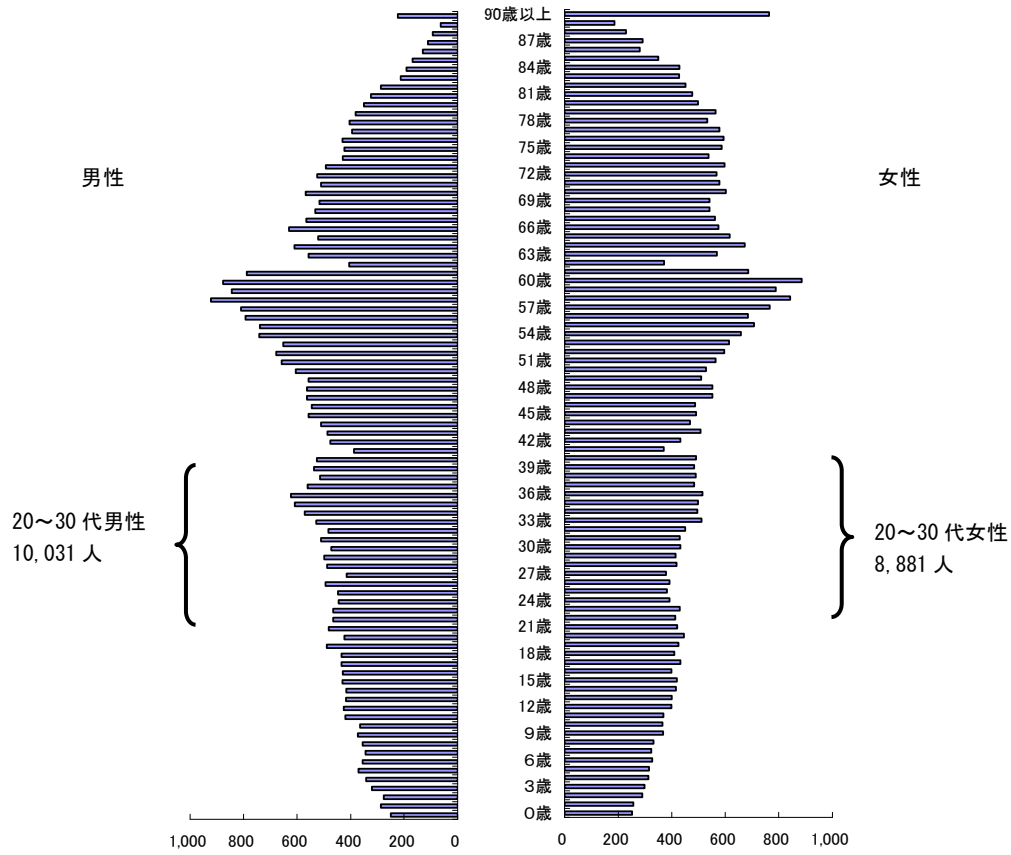
年少人口の推移と推計



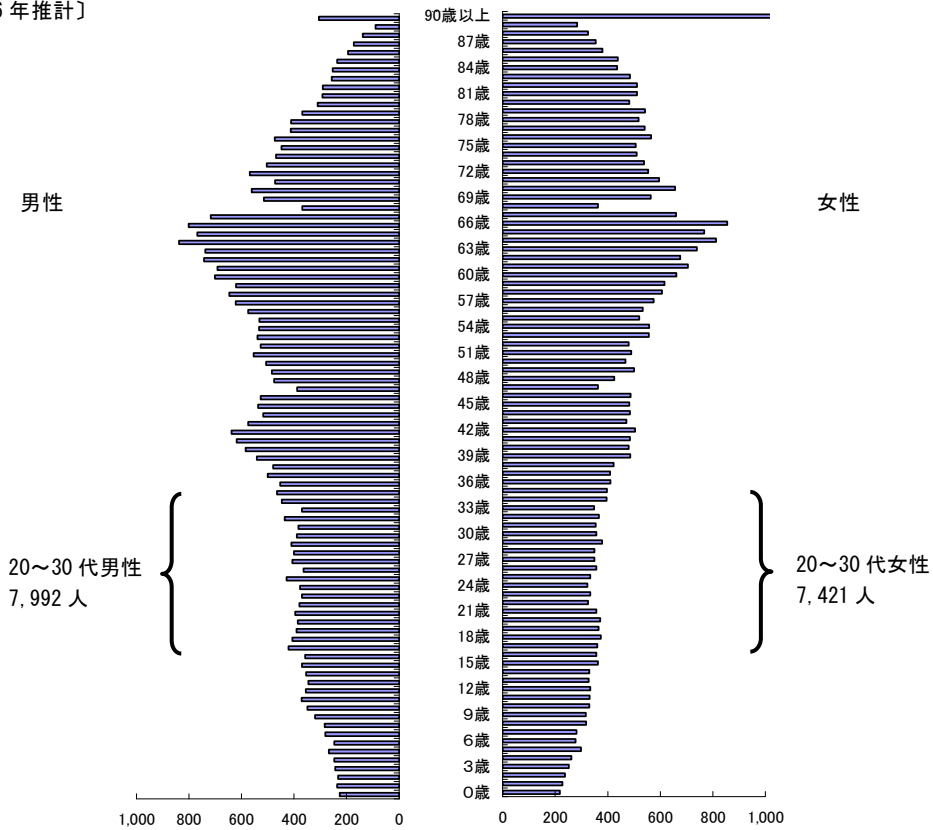
平成 20 年と平成 26 年の人口ピラミッド

[平成 20 年実績]

資料：市民課（10月1日現在）



[平成 26 年推計]



本市の平成 20 年度の自然動態は 492 人の減少で、社会動態は 320 人の減少で、全体では 812 人の減少となっています。平成 20 年度と平成 15 年度と比較すると、全体で減少が 226 人拡大し、減少率は 38.6%の増加となっています。

■人口動態の推移

	自然動態（人）			社会動態（人）		
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
平成 15 年度	667	900	-233	2,359	2,712	-353
平成 16 年度	623	949	-326	2,314	2,888	-574
平成 17 年度	573	919	-346	2,065	2,465	-400
平成 18 年度	553	981	-428	1,817	2,306	-489
平成 19 年度	517	1,080	-563	1,712	2,326	-614
平成 20 年度	551	1,043	-492	1,718	2,038	-320

資料：市民課（各年 3 月 31 日現在）

本市の死亡時期別人数は、平成 20 年度の乳児死亡総数は 1 人、新生児死亡が 1 人、周産期死亡が 3 人、死産が 21 人となっています。

■死亡時期別人数の推移

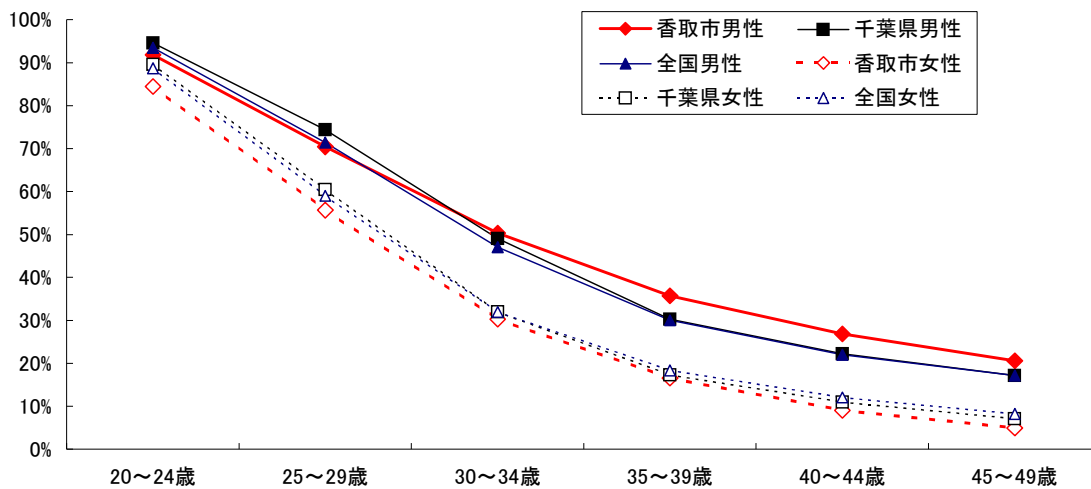
	乳児死亡		新生児死亡		周産期死亡				死産			
	総数	率 (出生 千対)	総数	率 (出生 千対)	総数	後期死 亡	生後 1 週未満	率 (出生 千対)	総数	自然	人工	率 (出生 千対)
平成 15 年度	1	1.5	0	0	2	2	0	3.0	19	6	13	28.5
平成 16 年度	1	1.6	1	1.6	6	5	1	9.6	21	10	11	33.7
平成 17 年度	0	0.0	0	0	7	7	0	12.2	29	13	16	50.6
平成 18 年度	0	0.0	0	0	2	2	0	3.6	23	9	14	41.6
平成 19 年度	4	7.7	0	0	2	2	0	3.9	15	7	8	29.0
平成 20 年度	1	1.8	1	1.8	3	3	0	5.4	21	13	8	38.1

資料：香取健康福祉センター

2 婚姻・出生

平成 17 年国勢調査で年齢別・男女別の未婚率をみると、20 代から 40 代までいずれの年齢層においても、女性より男性の方が未婚率が高く、40 代でも男性の 2 割、女性の 1 割が未婚者となっています。本市の未婚率は、女性は県平均や全国平均より低くなっていますが、逆に、男性は県平均、全国平均より高くなっており、晩婚化は本市にとっても課題と言えます。

年齢別・男女別の未婚率（平成 17 年）



注：晩婚化の現状を把握するためのデータであるため、死別・離別者は除いている。

資料：国勢調査

こうした晩婚化の影響や、若者人口そのものの減少などから、香取市の出生数は減少傾向にあり、平成 21 年度は 549 人、平成 26 年度には 444 人にまで減少すると推計されています。

全国・県レベルで合計特殊出生率が上昇していく中、香取市においても合計特殊出生率が上昇しており、平成 20 年には 1.31 と、前年の 1.09 から大きく上昇しました。しかし、この傾向が今後も続くのか見極めていくとともに、必要な施策を積極的に展開していくことが重要です。

■合計特殊出生率の推移

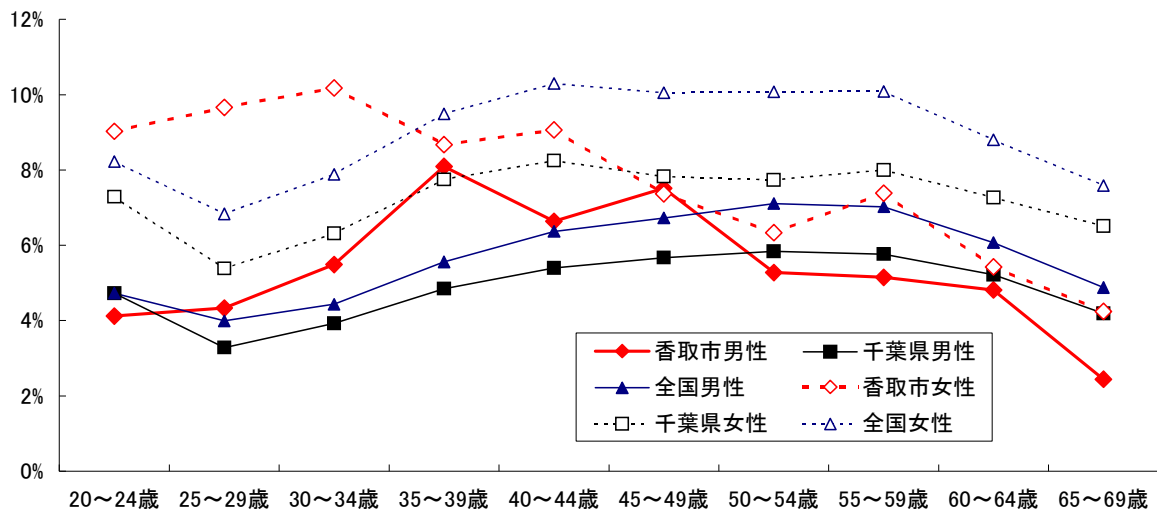
	香取市	千葉県	全国
平成 16 年	—	1.22	1.29
平成 17 年	—	1.22	1.26
平成 18 年	1.21	1.23	1.32
平成 19 年	1.09	1.25	1.34
平成 20 年	1.31	1.29	1.37

資料：企画政策課

平成17年国勢調査で、「有配偶者と離別者の合計に占める離別者の割合」を年齢別・男女別にみると、多くの年齢層で、男性より女性の方が割合が高く、香取市の女性では、30代前半や40代前半、50代後半で高くなっており、特に30代前半では約1割に達しています。本市の男性のピークは30代後半で、やはり約8%になっています。県平均や全国平均と比較すると、女性は20代前半から30代前半では、県平均や国平均を上回っていますが、40代後半からはいずれの平均も下回っています。一方、男性では20～40代で県平均や全国平均より高くなっていますが、50歳以降はいずれの平均よりも低くなっていきます。

離別そのものは個人的なことがらであり、政策誘導の対象ではありません。しかし、市としては、出産・育児期の20～30代の離別者の割合が1割前後に達していることをふまえ、男女共同参画の啓発や不妊対策の推進など、離別の原因因子の軽減に努めていくことや、母子父子家庭への支援を強化していくことが求められます。

年齢別・男女別の離別者の割合（平成17年）



注：離別者÷（有配偶者＋離別者）を年齢別・男女別にみたもの。死別者は除いている。

資料：国勢調査

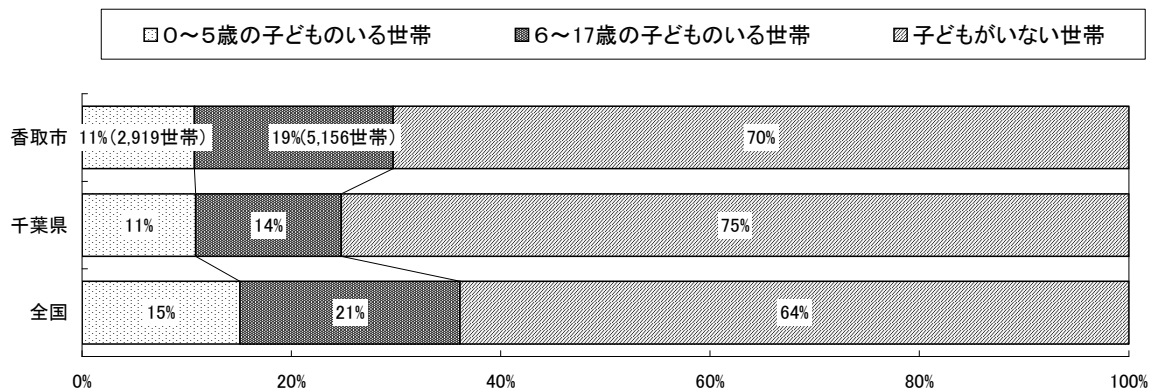


3 世帯

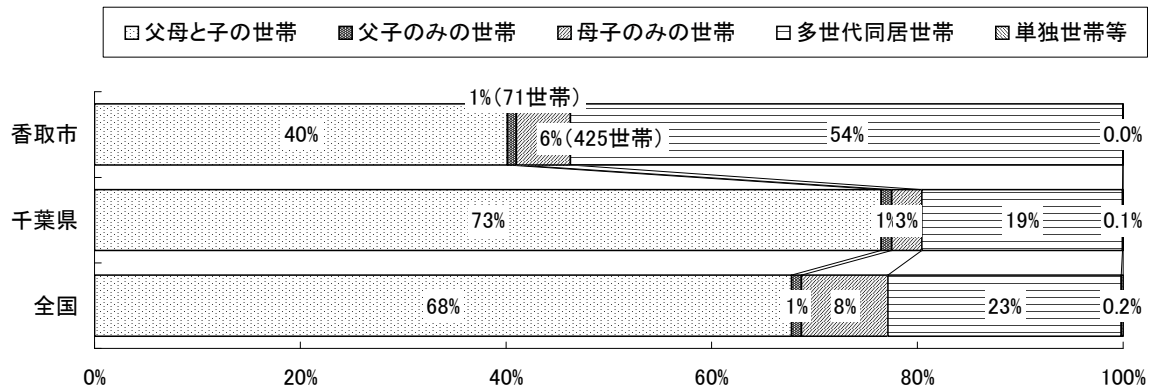
平成 17 年国勢調査によると、本市の一般世帯数は 27,184 世帯で、そのうち「0～5 歳の子どものいる世帯」は 11% (2,919 世帯)、「6～17 歳の子どものいる世帯」は 19% (5,156 世帯) で、子どもがいる世帯の割合は県平均や全国平均より低くなっています。

子どもがいる世帯のうち、核家族世帯の割合は 4 割前後で、県平均や全国平均より低く、父子家庭の割合は県平均や全国平均と同程度、母子家庭は県平均の倍で、全国平均よりは少なくなっています。

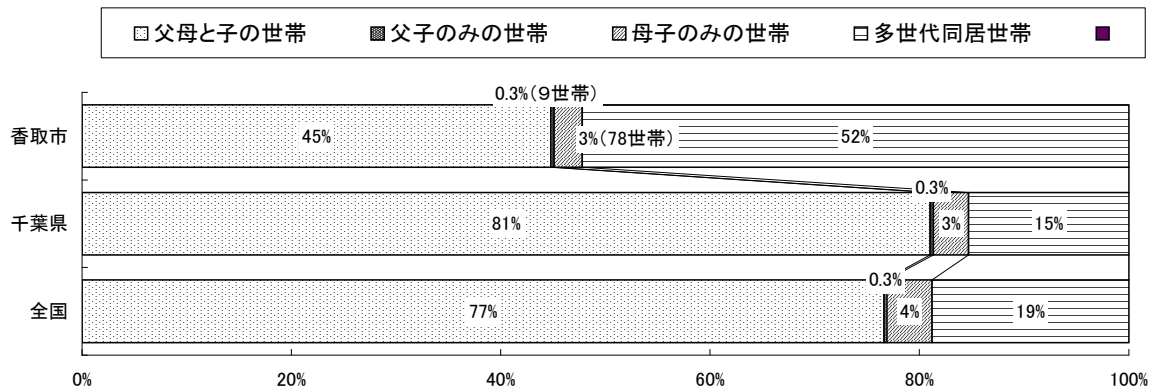
子どもがいる世帯の割合 (平成 17 年)



18歳未満の子どものいる世帯の家族型 (平成 17 年)



0～5歳の子どものいる世帯の家族型 (平成 17 年)



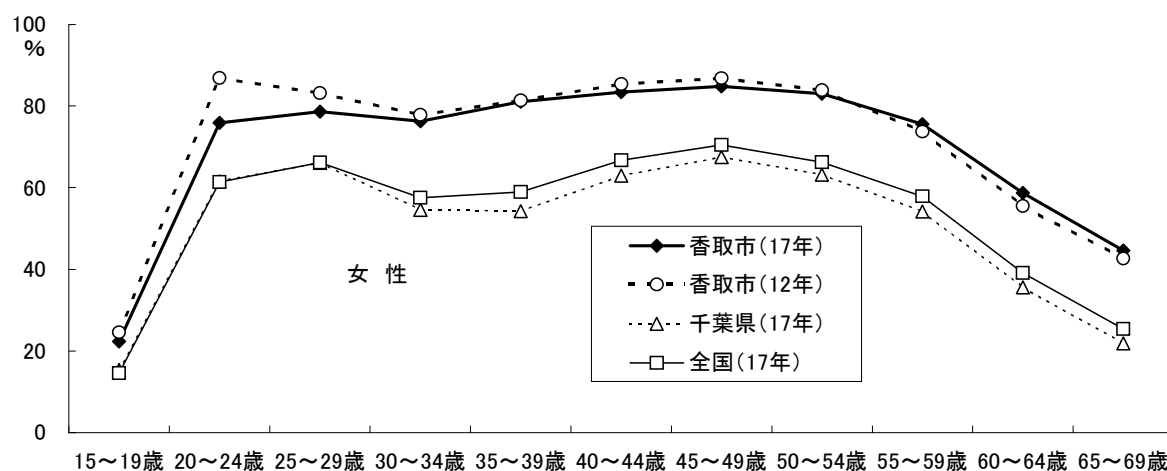
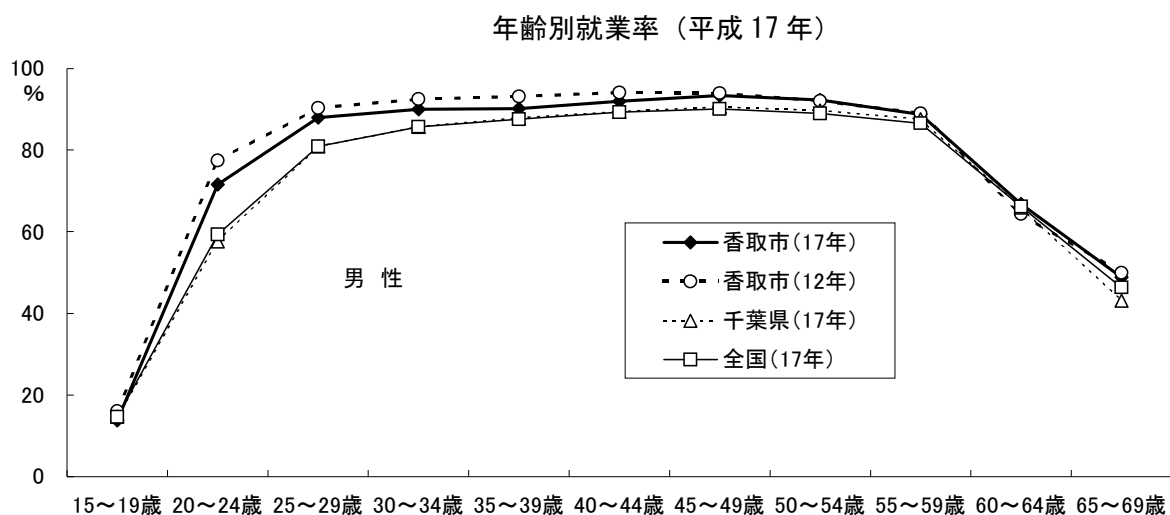
資料：国勢調査

第2節 就業の状況

1 年齢別就業率

本市の年齢別就業率は、男女とも、ほとんどの年齢層で県平均や全国平均より高く、特に女性では20代から50代にかけて、7～8割の市民が就業しており、県平均や全国平均より1割以上高い割合で推移しています。

一般に、女性の年齢別就業率は、出産・育児期に下がり再び上昇するM字曲線を描くと言われていますが、平成17年の本市では、平成12年に比べ、M字の谷が目立たなくなっています。これは、就業と子育ての両立を支える制度の普及などによる女性の就業率の高さというプラス面の理由によるばかりではなく、本市の20～35歳女性の離婚率の高さや、女性の晩婚化などマイナス面の影響による部分も大きいと考えられます。



資料：国勢調査

2 産業別就業者数

平成 17 年の香取市の産業中分類別就業者数は、男女とも、「卸売・小売業」、「製造業」、「農業」などの就業者が多く、特に女性は「卸売・小売業」で 20%以上を占めています。一方で、男女の「サービス業」の構成比が県平均や全国平均より低くなっていますが、逆に、男女の「農業」では県平均や全国平均より大幅に高くなっています。また、女性の「製造業」は県平均を上回っています。

産業中分類別就業者数と構成比（平成 17 年）

		男性				女性			
		就業者数	構成比			就業者数	構成比		
			香取市	千葉県	全 国		香取市	千葉県	全 国
全産業		26,888	100%	100%	100%	18,576	100%	100%	100%
第 1 次産業	農業	3,852	14%	3%	4%	2,546	14%	4%	5%
	林業	745	2.8%	0.0%	0.1%	2	0.0%	0.0%	0.0%
	漁業	1	0%	0.3%	0.5%	0	0%	0.1%	0.2%
	鉱業	21	0.1%	0.1%	0.1%	1	0%	0%	0%
第 2 次産業	建設業	3,286	12%	12%	13%	569	3%	3%	3%
	製造業	4,110	15%	15%	20%	2,634	14%	9%	14%
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	662	2%	1%	1%	35	0%	0%	0%
	情報通信業	274	1%	6%	3%	176	1%	3%	2%
	運輸業	2,570	10%	9%	7%	567	3%	3%	2%
	卸売・小売業	3,690	14%	16%	15%	4,103	22%	23%	22%
	金融・保険業	611	2%	3%	2%	420	2%	4%	3%
	不動産業	202	1%	2%	1%	123	1%	2%	1%
	飲食店、宿泊業	627	2%	4%	4%	1,110	6%	6%	7%
	医療、福祉	634	2%	3%	3%	2,487	13%	14%	16%
	教育、学習支援業	641	2%	3%	3%	837	5%	6%	6%
	複合サービス事業	402	1%	1%	1%	230	1%	1%	1%
	サービス業	3,006	11%	15%	14%	2,278	12%	17%	15%
	公務	1,331	5%	5%	4%	360	2%	2%	2%
	分類不能の産業	223	1%	3%	2%	98	1%	3%	2%

資料：国勢調査

本市の従業者数と事業所数は平成 8 年以降減少傾向を示し、平成 18 年の従業者数が 29,365 人、事業所数が 4,067 か所となっています。

■事業所と従業員の推移

資料：事業所・企業統計調査

	従業者数 (人)	事業所数
昭和 56 年	29,481	5,110
昭和 61 年	30,730	5,047
平成 3 年	33,715	4,946
平成 8 年	34,443	4,899
平成 13 年	32,907	4,576
平成 18 年	29,365	4,067

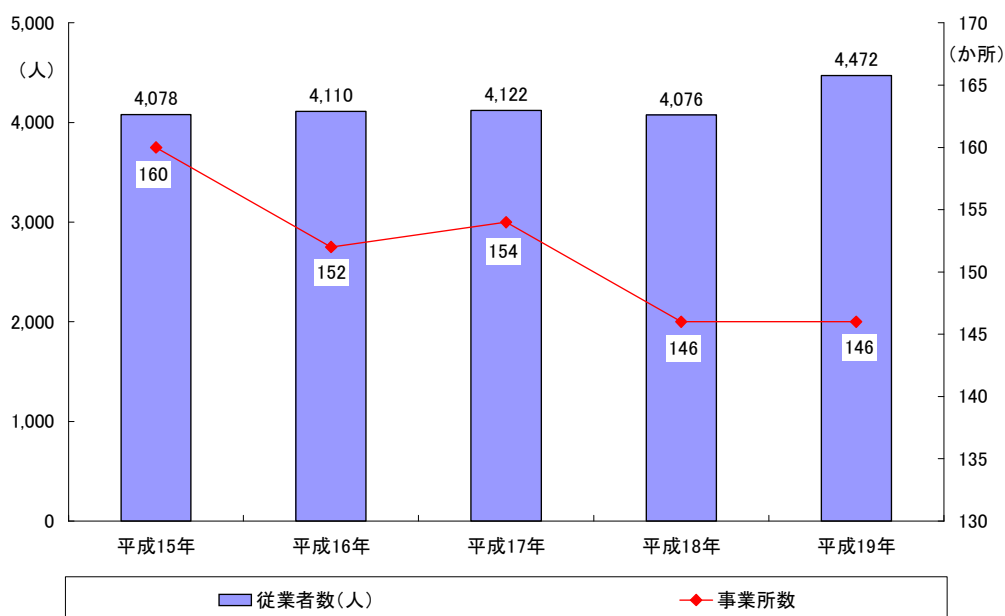
本市の工業の推移をみると、平成 19 年には従業者数が 4,472 人、事業所数が 146 か所、製造品出荷額等が約 1,272 億円となっており、平成 15 年と比較すると従業者数と製造品出荷額等は増加していますが、事業所数は減少しています。

■工業の推移

	従業者数 (人)	事業所数	製造品出荷額等 (百万円)
平成 15 年	4,078	160	104,684
平成 16 年	4,110	152	106,983
平成 17 年	4,122	154	115,537
平成 18 年	4,076	146	119,931
平成 19 年	4,472	146	127,155

資料：工業統計調査

工業従業者数と事業所数の推移



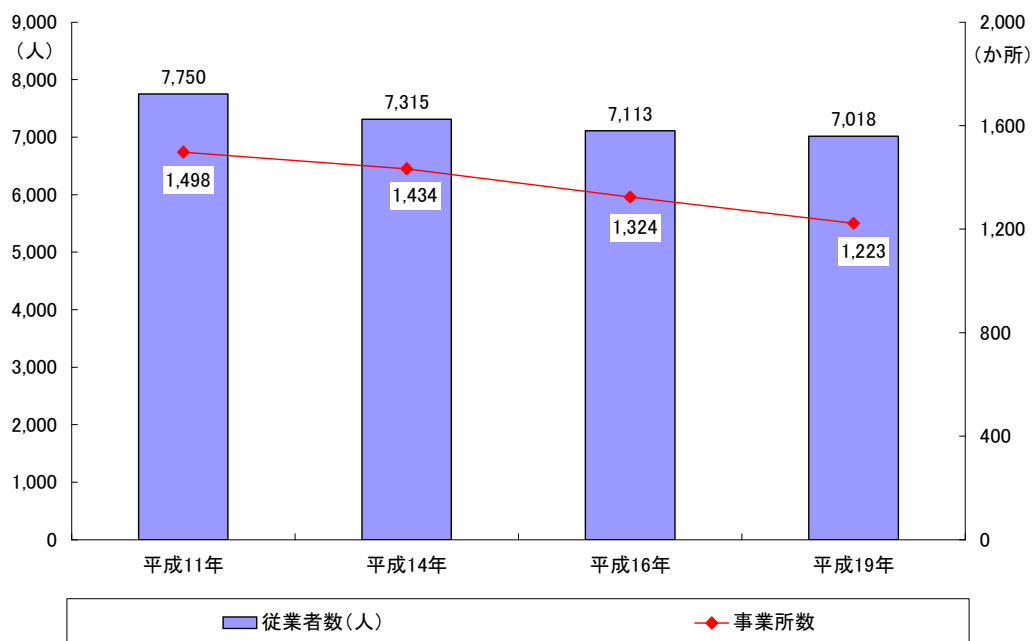
本市の商業の推移をみると、平成19年の従業者数は7,018人、事業所数は1,223か所、年間商品販売額は約1,353億円となっていますが、従業者数、事業所数、年間商品販売額のいずれも減少を続けています。

■商業の推移

	従業者数 (人)	事業所数	年間商品販売額 (百万円)
平成11年	7,750	1,498	169,508
平成14年	7,315	1,434	159,363
平成16年	7,113	1,324	140,382
平成19年	7,018	1,223	135,285

資料：商業統計調査

商業従業者数と事業所数の推移



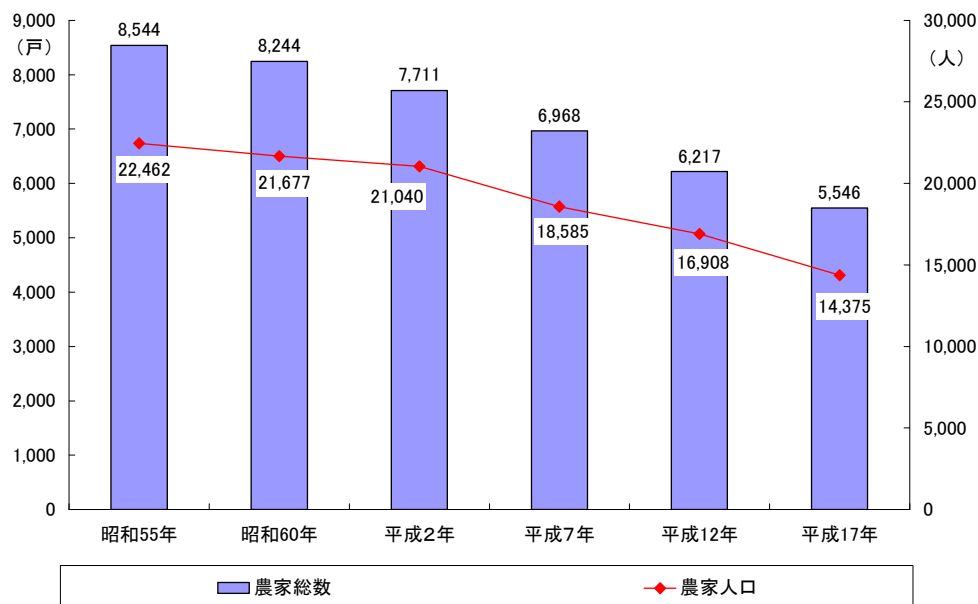
平成 17 年の本市の総農家数は 5,546 戸で農家人口は 14,375 人となっており、昭和 55 年から総農家数、農家人口ともに一貫して減少しています。また、平成 17 年の経営耕地総面積は 9,066 ha、田は 6,936 ha、畑は 2,049 ha、果樹地は 81 ha となっています。

■農家数の推移

	総農家数	農家人口
昭和 55 年	8,544	22,462
昭和 60 年	8,244	21,677
平成 2 年	7,711	21,040
平成 7 年	6,968	18,585
平成 12 年	6,217	16,908
平成 17 年	5,546	14,375

資料：農林業センサス

総農家数と農家人口の推移



■経営耕地面積の推移

単位：ha

	総面積	田	畑	樹園地
昭和 55 年	11,334	7,929	3,176	229
昭和 60 年	11,099	7,859	3,042	198
平成 2 年	10,688	7,741	2,787	160
平成 7 年	10,132	7,442	2,554	136
平成 12 年	9,422	7,011	2,297	114
平成 17 年	9,066	6,936	2,049	81

資料：農林業センサス

「週 60 時間以上就業者数」は、男性が 3,070 人、女性が 1,031 人で、それぞれ全就業者の 11%と 6%を占めます。全産業での「週 60 時間以上就業者の割合」は、男性では県平均や全国平均より低くなっていますが、女性は逆に高くなっています。国は「仕事と生活の行動指針」の中で、10 年間で「週 60 時間以上就業者数」を半減する目標を設定しています。

産業中分類別では、男女とも「教育、学習支援業」で、女性では「製造業」が県平均や全国平均を上回っています。次世代育成支援の観点からは、「可能な範囲での働き方の見直し」を啓発していくことも求められます。

週 60 時間以上就業者数と、その全就業者に対する割合（平成 17 年）

		男性				女性			
		60 時間以上就業者	60 時間以上就業者の割合			60 時間以上就業者	60 時間以上就業者の割合		
			香取市	千葉県	全 国		香取市	千葉県	全 国
全産業		3,070	11%	16%	16%	1,031	6%	4%	5%
第 1 次産業	農業	330	9%	13%	14%	203	8%	9%	9%
	林業	1	0%	6%	4%	0	0%	0%	2%
	漁業	0	0%	10%	19%	0	0%	8%	10%
	鉱業	1	5%	12%	8%	0	0%	0%	2%
第 2 次産業	建設業	290	9%	15%	14%	12	2%	3%	3%
	製造業	418	10%	12%	12%	224	9%	3%	3%
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2	0%	4%	5%	0	0%	1%	2%
	情報通信業	21	8%	14%	16%	3	2%	4%	6%
	運輸業	471	18%	22%	24%	17	3%	4%	4%
	卸売・小売業	703	19%	20%	22%	239	6%	4%	5%
	金融・保険業	53	9%	20%	18%	16	4%	3%	3%
	不動産業	16	8%	13%	14%	5	4%	3%	4%
	飲食店、宿泊業	190	30%	29%	30%	108	10%	7%	9%
	医療、福祉	45	7%	12%	12%	38	2%	2%	3%
	教育、学習支援業	108	17%	14%	14%	77	9%	4%	5%
	複合サービス事業	22	5%	5%	8%	2	1%	1%	2%
	サービス業	285	9%	14%	15%	75	3%	4%	5%
	公務	108	8%	13%	10%	11	3%	3%	3%
	分類不能の産業	6	3%	10%	10%	1	1%	3%	3%

資料：国勢調査

第3節 家庭や地域の動向

1 年齢別就業率

(1) 昼夜間人口

本市の平成 17 年の昼夜間人口は、昼間人口が 78,568 人、夜間人口が 87,312 人で昼夜間比率は 90.0%となっています。

	昼間人口	夜間人口	昼夜間比率
昭和 55 年	86,153	92,048	93.6%
昭和 60 年	86,729	93,558	92.7%
平成 2 年	85,251	93,269	91.4%
平成 7 年	85,129	93,543	91.0%
平成 12 年	82,561	90,939	90.8%
平成 17 年	78,568	87,312	90.0%

資料：国勢調査

(2) 就学前児童状況

本市の就学前児童の居場所は、全体では保育園が最も多く 48.7%、次いで自宅等が 41.0%などとなっています。年齢別にみると、年齢が上がるほど保育園で過ごす率が高くなっており、4歳児以上では7割を超えていますが、0歳児では保育園の利用は8.2%となっています。

■就学前児童の居場所

	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児以上		合計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
自宅等	504	91.8%	392	76.8%	308	57.6%	188	32.3%	25	1.9%	1,417	41.0%
公立保育園	15	2.7%	61	12.0%	119	22.2%	189	32.5%	481	37.7%	865	25.1%
私立保育園	30	5.5%	57	11.2%	108	20.2%	178	30.6%	443	34.7%	816	23.6%
公立幼稚園	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	248	19.4%	248	7.2%
私立幼稚園	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	27	4.6%	80	6.3%	107	3.1%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	549	100%	510	100%	535	100%	582	100%	1,277	100%	3,453	100%

資料：子育て支援課（平成 21 年 4 月 1 日現在）

(3) 公・私立保育所の概要

保育所は、児童福祉法第 39 条第 1 項の規定に基づき、保護者の労働、疾病その他の理由により、家庭で乳幼児の保育ができない場合に、保護者の委託を受けて保育をすることを目的として設置された児童福祉施設です。

本市の保育所は公立が 14 か所、私立が 8 か所あり、合計 22 か所あります。平成 20 年現在、通所している児童は公立・私立合わせて 1,792 人で、公立 921 人、私立 871 人となっています。公立は定員を割っており稼働率が 89.0%、私立は定員を超えており稼働率は 103.1%となっていますが、全体では 95.3%と定員を下回っており、保育ニーズを充足しています。

平成 21 年度から、市では将来の保育ニーズに対応するために、社会の動向や市の現状、また、施設の老朽化などを踏まえ、「保育所の適正配置」、「民間活力の導入」、「保育所と幼稚園の連携」の視点から、公立保育所の統廃合の指針と実施のためのプランを策定しています。

■公・私立保育所の概要

		平成 15 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
公立	箇所数	14	14	14	14
	定員数	1,050	1,035	1,035	1,035
	児童数	939	941	949	921
	稼働率	89.4%	90.9%	91.7%	89.0%
私立	箇所数	8	8	8	8
	定員数	815	845	845	845
	児童数	901	930	904	871
	稼働率	110.6%	110.1%	107.0%	103.1%
合計	箇所数	22	22	22	22
	定員数	1,865	1,880	1,880	1,880
	児童数	1,840	1,871	1,853	1,792
	稼働率	98.7%	99.5%	98.6%	95.3%
保育士数		169	191	197	198

資料：子育て支援課（各年 10 月 1 日現在）

(4) 公・私立幼稚園の概要

本市の幼稚園は公立が4か所、私立が2か所で合計6か所あります。平成20年現在、通所している園児は公立・私立合わせて391人で、公立268人、私立123人となっています。公立・私立とも園児の数は減少傾向を示しています。

■公・私立幼稚園の概要

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
公立	園数	4	4	4	4	4	4
	学級数	15	14	14	14	14	14
	園児数	303	283	267	272	277	268
	教職員数	20	18	18	19	19	19
私立	園数	2	2	2	2	2	2
	学級数	6	6	6	6	6	6
	園児数	179	150	138	123	109	123
	教職員数	16	13	13	13	11	11
合計	園数	6	6	6	6	6	6
	学級数	21	20	20	20	20	20
	園児数	482	433	405	395	386	391
	教職員数	36	31	31	32	30	30

資料：学校基本調査

第4節 子育てに関する市民ニーズ

本計画の策定にあたり、平成21年6月に、就学前児童の保護者と小学生の保護者に子育ての現状やニーズに関するアンケート調査を実施しました。

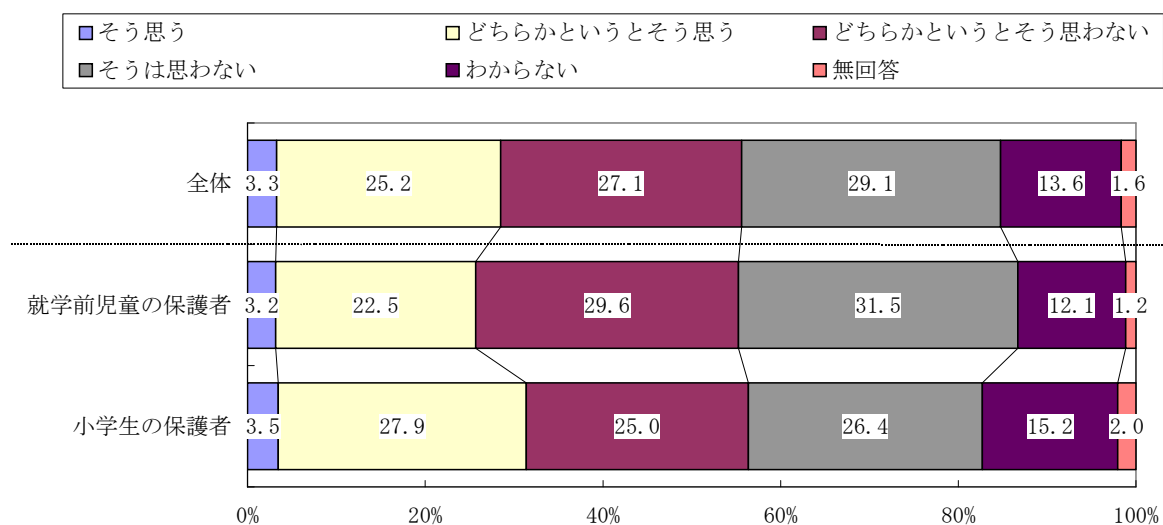
1 「子育てしやすい環境」との評価は3割

保護者の3割が、自分が住んでいる環境を「子育てしやすい」（そう思う+どちらかという+そう思う）と回答しています。その理由としては、自然環境の良さや実家の援助を得やすい、地域の人や知人が何かと助けてくれるなどがあげられていました。

一方、香取市が子育てをしやすいと「思わない」（どちらかという+そう思わない+そう思わない）という回答が、就学前児童の保護者で61%、小学生の保護者で51%あり、その理由としては、子育ての情報が得にくいや保育サービスの充実度の低さ、子育て相談ができる場が身近にないことなどがあげられていました。

本市の子育て支援に関する「強み」を今後も継承・発展させるとともに、「弱み」の改善・解決を図ることで、市民が「香取市は子育てしやすい」と思えるまちづくりを推進していくことが重要です。

自分が住んでいる環境は「子育てしやすい」か



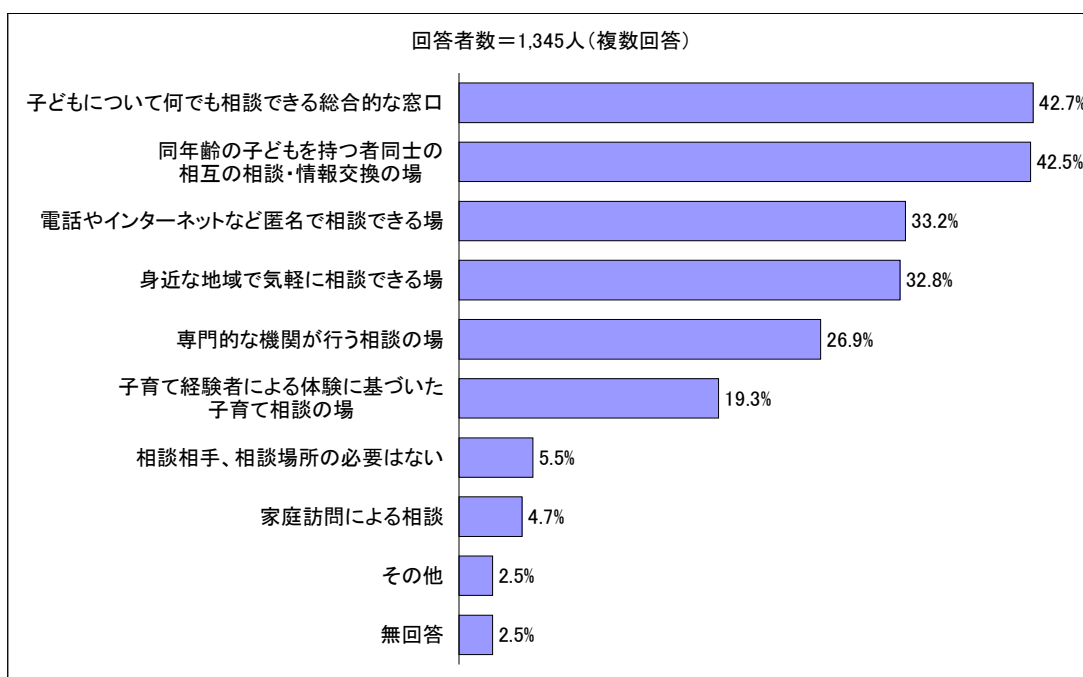
2 4割強が「総合的な窓口」と「情報交換の場」を求めている

保護者の4割強が、今後の子育ての相談場所として「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口」や「同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の場」を求めています。

また、「電話やインターネットなど匿名で相談できる場」と答えた方も3割強あり、匿名で相談できる体制の構築も急がれます。

一方、「相談相手、相談場所の必要はない」との答えも6%ほどありました。

子育てについての相談場所

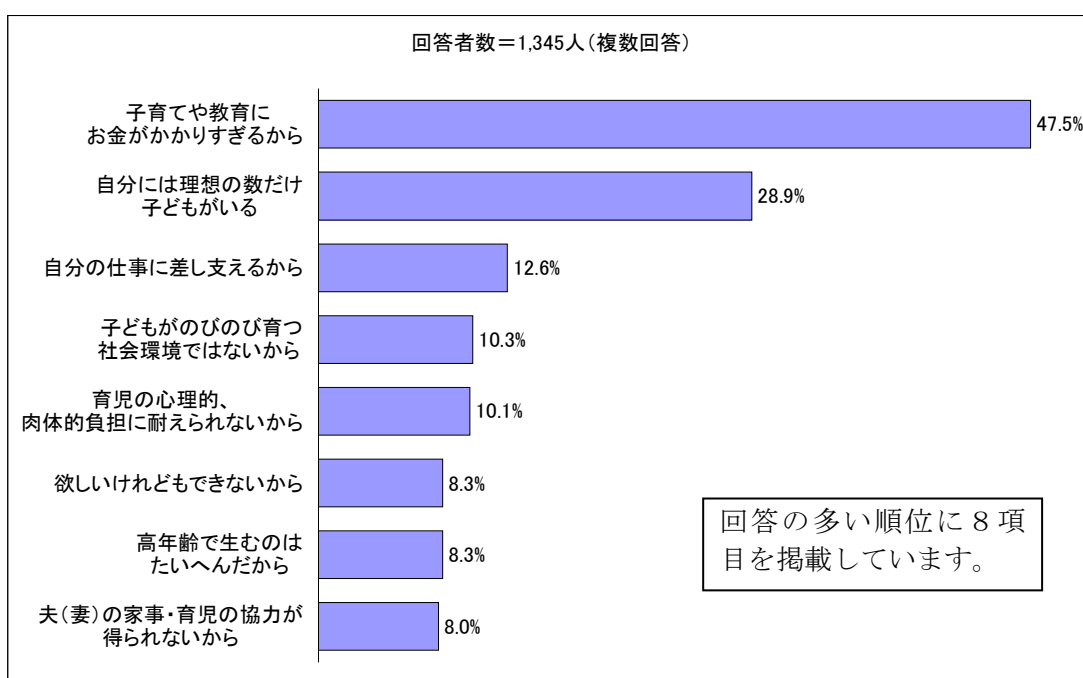


3 理想の子どもの数でない理由は経済的な問題が一番

自分が理想と考えている子どもの数より実際の子どもの数が少ない理由は、「子育てにお金がかかりすぎる」が5割弱と最も多く、「自分の仕事に差し支えるから」や「子どもが伸び伸び育つ環境ではないから」、「育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」などが続いています。一方、3割弱の方は「自分の理想の数だけ子どもがいる」と答えています。

こうしたハードルを一つひとつ取り除いていくことが求められます。

理想の子どもの数をもてない理由



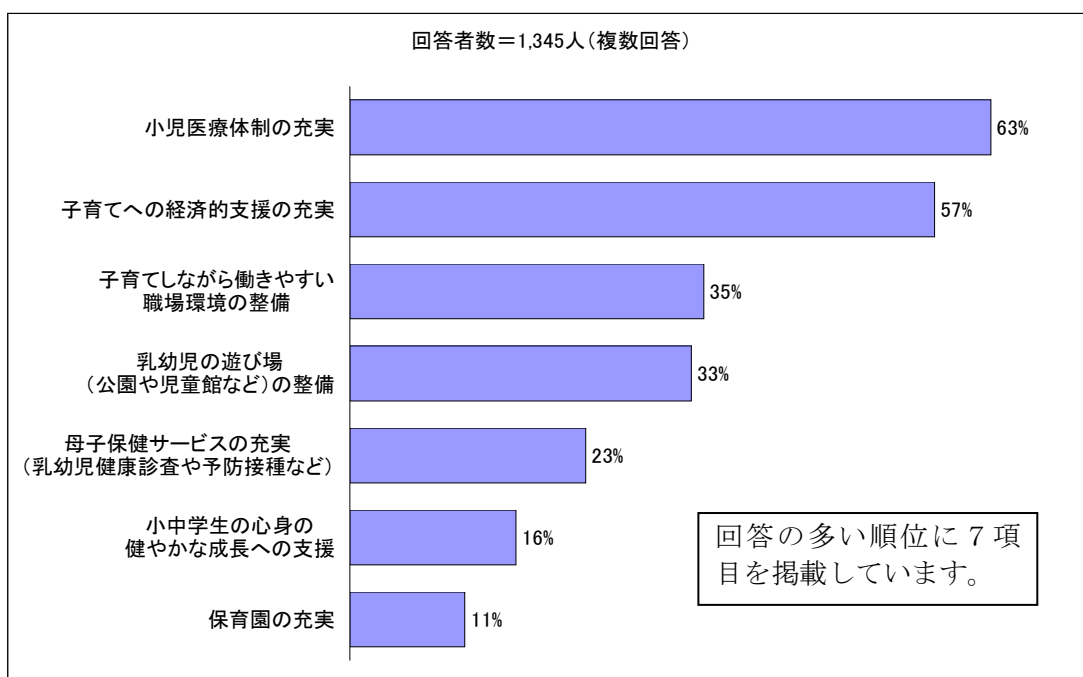
4 ニーズの高い施策は「医療体制」と「経済的支援」

市に期待する施策としては、「小児医療体制の充実」が6割強と最も高く、次いで「子育てへの経済的支援の充実」が6割弱、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」などがその後が続いています。

自由意見の中にも「医療費無料化はありがたいが、生活費が全く足りない」とか「保育料が高い」、「子育てに必要な経済的な面を市でもって欲しい」など、経済的支援に対する要望が多くなっています。

こうしたニーズを一つひとつ受け止め、可能な限り、施策に結び付けていくことが求められています。

市に期待する施策



II 計 画



第1章 計画の基本的な方向

第1節 基本理念

「香取市総合計画（計画期間：平成20～29年度）」では重点プロジェクトとして、「子育てのまち 創造プロジェクト」をかかげ、多角的な施策展開を推進し、子育て世代が「ここで子どもを産み育てていきたい」という意識を抱けるまちづくりを目標としています。

「香取市次世代育成支援行動計画」（後期計画）においては、市総合計画の将来都市像をふまえ、基本理念を「輝く笑顔！地域で支える子育てのまち」と定めます。

「輝く笑顔！地域で支える子育てのまち」とは、眩しいばかりの子どもたちの笑顔にふれることができるよう、「サービス利用者の視点」、「子どもの視点」、「すべての子どもと家庭への支援の視点」の3つの重点的な視点に沿って、地域の子育てを支援し、その支援に支えられて、子どもも親も、また、市民までもが輝く笑顔で生活をおくることを目標とします。

基本理念

輝く笑顔！
地域で支える子育てのまち

第2節 3つの重点的視点

1 サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等により、子育てを取り巻く環境は大きく変化し、それに伴い子育て家庭の生活実態や子育て支援に係わる利用者ニーズの多様化とともに、家庭の特性も個々の業種ごとに細分化されています。

本計画ではこうした状況を踏まえ、限られた財源の中で、効果的に子どもと子育て家庭の生活上の課題を改善・解決していくために、ニーズに応じたきめ細かなサービス推進体制を整備します。

2 子どもの視点

「子どもの権利条約」では、子ども一人ひとりを「権利の主体」として尊重することが求められています。

計画策定にあたっては、子どもが、差別や暴力を受けることなく、保護者の愛情を受けながら、健やかに成長していけるよう、生き、守られ、育ち、参加する権利を尊重します。

3 すべての子どもと家庭への支援の視点

子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てができるような環境整備が重要です。

本計画では、地域の特性や環境を考慮したうえで、社会全体で子育て家庭をサポートする体制の確保に努めます。

第3節 6つの基本目標

1 子育て家庭を支援する地域づくり

すべての家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支えることによって、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりをより一層推進します。

さらに、幼児教育の充実とともに、子育てすることにより享受すべき喜びを十分に感じることができる環境づくりや、子育て家庭に関係する様々な地域のネットワーク化とその力を十分に発揮できる地域づくりを進めます。

2 健やかに産み育てる環境づくり

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防を目的とした健康相談や保健指導の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。また、思春期からの母性・父性の育成や親と子どもが健やかに暮らすことができる地域づくりに取り組みます。さらに、児童虐待の発生予防などへの取組を充実していきます。

3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

子どもの権利条約では、「子どもに関することを決める際には、“最善の利益”を確保することが大人の義務である。」とうたわれています。本市ではすべての子どもが持つ権利や自由が最大限に尊重される社会に実現を目指します。

また、子どもの権利に対する市民意識の高揚を図ります。中でも、子どもの権利を守り育むため、子どもにとって何が必要かを子どもを含めた市民に議論してもらい、子どもの権利に対する市民一人ひとりの意識の醸成に努めます。

4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

子どもが自己を確立し、調和のとれた人間として総合的に成長するため、家庭、学校、地域が連携し、本来持っている教育力の活性化を図ります。

家庭においては、将来の人格形成の場であることを基本とし、家庭教育に関する学習機会や情報提供を充実するとともに、親子のふれあいを重視した取組を進めます。

学校においては、基礎・基本の確実な定着と個性を生かす学校教育の充実を図り、生涯にわたって自己を向上させる意欲を育んでいきます。また、家庭や地域との連携・協力を深め、地域に開かれた学校づくりを推進します。

地域においては、現在の子どもたちに不足しがちな自然体験や社会体験などを地域の教育資源を活用しながら、子どもが自らの意思で挑戦する機会を広げていきます。

5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもを安心して産み育てるためには、安全で快適な居住空間や安心してのびのびと活動できる空間が必要となることから、子どもや子育て家庭に配慮した住環境の充実に努めるとともに、安全で快適に暮らせるまちづくりの整備を推進します。

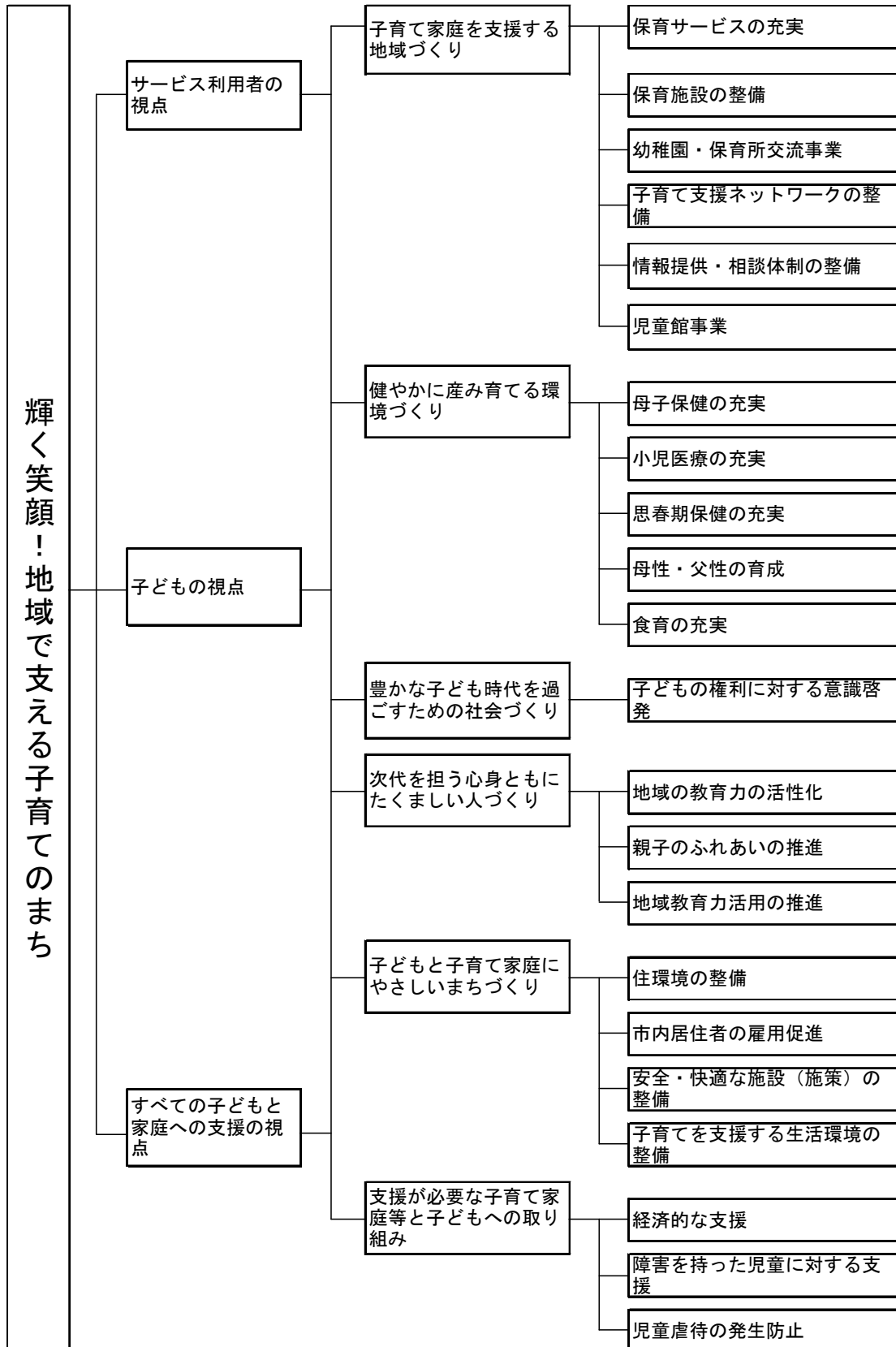
6 支援が必要な子育て家庭等と子どもへの取り組み

豊かで活力ある社会を将来にわたって維持していくためには、これからの未来を支える子ども達が、心も体も健やかに育ち、幸せになるために、家庭における生活の安定が必要です。そのため、子育てにかかる費用の一部を支援します。

また、母子家庭、交通遺児家庭などに対し、各種の経済的な援助を推進します。

さらに、障害者（児）及び保護者の経済的負担を軽減するため、手帳の交付、障害者（児）に対する各種手当、障害福祉サービスの活用など、障害者（児）に対応した各種サービスを提供する取り組みを今後とも推進します。

計画の体系



第2章 施策の方向

第1節 行動計画の目標

1 子育て家庭を支援する地域づくり

(1) 保育サービスの充実

近年、保護者の就業形態の多様化などから、保育サービスにおいてもそのニーズはさまざまなものになってきています。これらのニーズに対応するために通常保育、特別保育をはじめ、広く住民が利用しやすい子育て支援事業の充実を図ります。サービス利用に関しては、本計画の重点的視点にあげたように、大人だけではなく子どもの視点に立ち、多様なサービスを提供していきます。

(2) 保育施設の整備

少子化の進展に伴い、乳幼児数が減少する中、保育所の定員に対する充足率が低下しており、また、公立保育所施設の老朽化が顕在化しています。

これらの現状を把握しながら、将来の保育ニーズに対応するために、社会の動向及び香取市の現状を踏まえ「保育所の再編・統廃合」、「民間活力の導入」、「保育所と幼稚園の連携」などの視点から、公立保育所の適正配置の指針と実施プランを策定し、推進します。また、保育ニーズに対応した民間保育施設の整備を支援します。

(3) 幼稚園・保育所交流事業

地域の実情にあったニーズに柔軟に対応できる利用体制を整備し、子どもの視点に立ち、一緒に遊ぶなど新たな枠組みにふさわしい教育・保育の推進のため、幼稚園・保育所で発表会、運動会等の交流を活発化します。

(4) 子育て支援ネットワークの整備

時代や社会の変化とともに、地域の「つながり」のあり方も大きく変わってきています。このことは本市においても例外ではありません。子育ては地域が一体となり協力して行うことが重要です。そのため、「地域ぐるみの子育て支援」の拠点である地域子育て支援センターを中心に、ファミリーサポートセンター事業など幅広い子育て支援ネットワークの整備を行います。

(5) 情報提供・相談体制の整備

核家族化が進む中、子育て家庭にとって施設に関することや相談機関、健診の時期についてなど様々な情報が必要です。これらの情報を一冊にまとめ子育て支援ガ

イドブックを作成し子育て家庭だけでなく子育てに関わる地域の皆さんにも配布し、子育てを支援していきます。また、家庭児童福祉に関する相談指導についても一層の充実を図ります。

(6) 児童館事業

子どもの遊び場が減少してきている中、児童館の果たす役割は重要性を増してきています。児童館は子どもにとって安心・安全な場所であり、また、一人っ子が増えている現状を考える時、遊びをとおして多くの児童と交わることは、子どもに社会性を持たせるという意味においても重要な機能を果たしています。今後も機能の充実を図るとともに、多くの児童が集えるよう児童館事業を推進していきます。

2 健やかに産み育てる環境づくり

(1) 母子保健の充実

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子手帳の交付をはじめ、健康診査や各種検査、訪問指導、予防接種の推進、各種相談や教室を開催します。また、このような時期の母親にとっては誰でも不安が生じるため、不安を解消し「出産の喜び」、「子育ての楽しさ」を実感できるよう、交流事業等の充実を図ります。

(2) 小児医療の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てるための基盤である小児医療の充実に取り組み、地域全体で支えていく体制づくりに努めます。

具体的には医療費の助成や慢性疾患を持つ児童への支援体制等の充実を図ります。また、小児救急医療についても県や近隣の市町および関係機関との連携を進め、積極的に取り組みます。

(3) 思春期保健の充実

思春期にある児童の、体だけでなく心の健康の増進を図るための相談体制、学習の機会等を整備します。そのために子どもたちが様々な悩みを気軽に相談できるよう、電話相談窓口を充実し、スクールカウンセラー等を学校に配置し、いじめや不登校、喫煙や飲酒、薬物などの問題、性の問題など、思春期特有の諸問題におけるきめの細かい取り組みを進めます。また、高血圧や糖尿病などの生活習慣病の早期発見と生活改善に向けた適切な指導を行っていきます。

(4) 母性・父性の育成

母親・父親となるうえで誰にでも悩みや不安はあるでしょう。保健センターで行うママパパ教室での交流活動、情報交換を通じて子育ての喜び、楽しさを実感することで母性・父性の育成を図ります。また、保育所、幼稚園、子育て支援センターにおいて、中高生、大学生の保育体験等を積極的に受け入れていきます。さらに、昨今では誤飲、転落・転倒、やけど等の事故も少なくありません。これらの事故を予防するための学習等も進めていきます。

(5) 食育の充実

子どもを健やかに産み育てるには、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが重要です。自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を養うために、地域の食育の推進役である食生活改善推進員を育成し、活動の支援を行います。

3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

(1) 子どもの権利に対する意識啓発

男女平等観などの権利意識の形成は児童期からの取り組みが必要です。家庭や学校保育所など、児童の生活のあらゆる場面で、自分や周囲の人に対する人権を尊重する意識を育てる教育活動、及び広報・啓発活動を積極的に進めます。

4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

(1) 地域の教育力の活性化

子育て中の同じ悩み、不安、そして喜びを共有する保護者同士の交流の場を設け地域の教育力の向上を図ります。事業の実施にあたっては、地域の身近な保育所を解放し、保護者の皆さんの自由で気軽な語らいの場となるよう取り組みます。さらに、地域の事業所での体験学習などを積極的に展開し、職業観や勤労観、所属意識を育んでいきます。

(2) 親子のふれあいの推進

市内全域の公園や児童遊園等を、遊びを通して親子の交流を図ることのできる場として、また、児童が放課後や週末に、自由に安全に過ごすことができる「居場所」となるよう取り組みを進めます。

(3) 地域教育力活用の推進

適正な職業観や勤労観を持つことは児童・生徒にとって将来にわたり重要なことであるため、地域の事業所の協力を得ながら、事業所内での体験学習を推進します。

5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

(1) 住環境の整備

子育てを担う若い世代を中心に、ゆとりのある住宅を確保することができるよう、国や県、市内の民間事業者との連携を図りながら整備を進めていきます。また、地域の開発にあたっては、それが小規模なものであっても、良好な住宅が形成できるよう配慮します。さらに、優良賃貸物件の情報提供に努めます。

(2) 市内居住者の雇用促進

子どもを産み育てるためには健全な家庭生活を営んでいることが前提となるため、市民の新規就労について支援していきます。また、本市内で新規に事業を興す方や事業の拡大を行う方、または、本市住民を常用雇用した事業者に対して、奨励金を交付し、積極的に支援していきます。

(3) 安全・快適な施設（施策）の整備

児童が安心して登下校できるよう、道路の段差分離やガードレールの整備等の道路環境の改善を進めます。また、犯罪等の被害から子どもたちを守るため街路灯の設置を進めるとともに、学校付近や通学路等においての、PTA等のボランティア、自治会等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子育て世代のみならず市民の皆さんが、安心して生活ができるよう、市、市民、企業等が協働した安全・安心のまちづくりを進めます。そのために道路、公園、駐輪・駐車場、公衆トイレ、共同住宅の構造・設備の改善、及び防犯設備の整備を推進します。

6 支援が必要な子育て家庭等と子どもへの取り組み

(1) 経済的な支援

支援が必要な子育て家庭に対し各種の経済的な援助を、地域の現状を把握しつつ総合的に実施していきます。また、相談体制の充実や、施策・取り組みについての情報提供についても積極的に行っていきます。

(2) 障害を持った児童に対する支援

障害者(児)や発育・発達上気になる子をできる限り早期に発見し、適切な療育・発達支援を行うことは、保護者の不安軽減や保育力向上の効果も相まって、その子のその後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられます。

乳幼児健診や保健師等の家庭訪問、各種機関での相談、医療機関受診などによる早期発見・診察を行い、ライフステージごとのきめ細かい療育・発達支援システムを展開していきます。また、障害者(児)が身近な地域で安心して生活できるよう、各種手当、医療費の活用など総合的な取り組みを今後とも推進します。

(3) 児童虐待の発生防止

児童虐待の問題は近年、主に都市部において顕在化してきていますが、本市においてもこのような事態はあってはならないことと考えられます。平成12年には児童虐待の防止等に関する法律が施行されましたが、これを受け本市では乳幼児全戸訪問事業を展開するなど、要保護児童対策地域協議会を中心に、学校や保健センター、警察等のあらゆる機関が連携し児童虐待の発生防止に取り組みます。

第2節 具体的施策の内容

1 子育て家庭を支援する地域づくり

①保育サービスの充実（目標事業量）

通常保育事業	<p>【事業内容】 保育所は、保護者が仕事や病気等のために家庭内の保育ができない場合に、保護者に代わって保育することを目的とした施設です。通常保育とは、通常の開所時間内に保育を実施するサービスです。</p>	子育て支援課
	<p>【前期計画の目標事業量】 目標事業量：1,954名 （公立12：指定管理2：私立8） 実績：1,871名（平成20年12月現在） 達成率：96%（ただし、待機児童はゼロ）</p>	
	<p>【後期計画での取り組み】 家庭で保護者等が労働等により十分に保育することができない就学前の児童に対し、児童の健全な育成を図ります。また、障害児保育も7か所で実施されており10名の児童が在籍しています。 目標事業量：1,617名 （公立12：指定管理2：私立8）</p>	
延長保育事業	<p>【事業内容】 保護者の就労時間の多様化や長時間化等に対応するため、通常保育時間を超えて早朝や夕方に保育を実施するサービスです。</p>	子育て支援課
	<p>【前期計画の目標事業量】 目標事業量：12か所 実績：9か所（平成20年12月現在） 達成率：75%（公立5：指定管理1：私立3）</p>	
	<p>【後期計画での取り組み】 保護者の就労形態の変化に伴い、保育時間に対する要望も多様化しており、要望に対応するため実施していきます。 目標事業量：10か所、76名 （公立6：指定管理1：私立3）</p>	

幼稚園事業 (幼稚園における 預かり保育)	【事業内容】 保護者が働いていたり（自営・農業等も含む）、その他の理由で、幼稚園の保育が終了した後、家庭で保育することが困難な場合に提供されるサービスです。	学校教育課
	【前期計画の目標事業量】 目標事業量：未設定 実績：6か所（公立4：私立2） 達成率：皆増	
	【後期計画での取り組み】 後期計画でも引き続き、在籍している園児を対象として通常保育時間終了後の預かり保育を行います。 目標事業量：6か所（公立4：私立2）	
病児・病後児保育事業	【事業内容】 <施設型> 概ね小学校就学前までの児童で、病気の回復期にあり、安静を要し、保育所や幼稚園にいけない場合に、医療機関等で、児童を預かるサービスです。通常、このサービスを利用するには、保護者の側に、仕事等のやむを得ない事情がある場合に限られます。	子育て支援課
	【前期計画の目標事業量】 目標事業量：未設定 実績：本市では、未実施です。 達成率：0%	
	【後期計画での取り組み】 本市では、保育所に入所している児童で、疾病回復期にある児童を、病院等において受け入れ体制を整備し、病後児保育を実施します。 目標事業量：1か所（公立）	
一時預かり事業	【事業内容】 保護者の勤務形態や病気等により、緊急・一時的に保育に欠ける児童に対して保育を実施するサービスです。	子育て支援課
	【前期計画の目標事業量】 目標事業量：9か所 実績：10か所（平成20年12月現在） 達成率：111%（公立）	

	<p>【後期計画での取り組み】 引き続き 10 か所で実施します。 目標事業量：10 か所、501 名（平成 26 年度）（公立）</p>	
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	<p>【事業内容】 保護者が共働きなどで昼間不在になる家庭の児童を預かり、友だちと遊んだり、宿題をしたりして過ごす場所を提供するサービスです。対象は小学校 1 年生から 3 年生の児童です。</p>	子育て支援課
	<p>【前期計画の目標事業量】 目標事業量：8 か所 実績：9 か所（平成 20 年 12 月現在） 達成率：113%（公立 6：私立 3）</p>	
	<p>【後期計画での取り組み】 後期計画期間中の平成 23 年度、25 年度に各 1 か所ずつ増設し、合計 11 か所で引き続きサービスの提供を行います。また、障害児の受け入れについても推進していきます。 目標事業量：11 か所、377 名（平成 26 年度） （公立 8：私立 3）</p>	
放課後子ども教室事業	<p>【事業内容】 平成 19 年度から施行されたサービスで、放課後や週末に小学校の教室や公民館などを活用し、すべての児童を対象に、地域の方々が指導者やボランティアとして参加して、子どもたちがスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行うサービスです。</p>	生涯学習課
	<p>【前期計画の目標事業量】 目標事業量：未設定 実績：1 か所（平成 20 年 12 月現在） 達成率：皆増</p>	
	<p>【後期計画での取り組み】 後期計画期間中も引き続き、放課後や週末等に子どもたちの適切な遊び場や生活の場を確保するため、地域の住民の参画を得ながら遊びやスポーツ、文化活動、地域住民との交流を実施します。また、放課後児童クラブとの連携あるいは一体化を目指します。 目標事業量：5 か所</p>	

地域子育て支援センター事業	<p>【事業内容】 子育て中の保護者の育児不安や悩みに対応するため、子育てに関するノウハウを持つ保育所等に担当職員を置き、地域で子育ての支援を行うサービスです。ひろば型、センター型、児童館型の3種類がありますが、本市ではセンター型でサービスを提供しています。</p>	子育て支援課
	<p>【前期計画の目標事業量】 目標事業量 : 4か所 実績 : 3か所 (平成20年12月現在) 達成率 : 75% (指定管理1: 私立2)</p>	
	<p>【後期計画での取り組み】 地域子育て支援事業については、後期計画期間中に1か所増設し、センター型4か所で行います。 目標事業量 : 4か所 (指定管理1: 私立3)</p>	
ファミリーサポートセンター事業	<p>【事業内容】 市町村が設立・運営する育児の相互援助活動を行う会員組織です。援助を受けたい人と援助を提供できる人がセンターに会員登録し、その間をセンターが調整し、援助を提供する会員の自宅で児童を預かるサービスです。</p>	子育て支援課
	<p>【前期計画の目標事業量】 目標事業量 : 1か所 (公立) 実績 : 1か所 (平成20年12月現在) 達成率 : 100% 依頼会員 : 5名、 提供会員 : 3名</p>	
	<p>【後期計画での取り組み】 ファミリーサポートセンター事業については、1か所で継続します。 目標事業量 : 1か所 (公立)</p>	

②保育施設の整備

多様な運営主体による保育所の整備事業	【前期計画での実施内容】 前期計画には未掲載でした。	子育て支援課
	【後期計画での取り組み】 公立保育所の適正配置を検討し、再編・統合による保育所の整備を進めるとともに、併せて、公設民営方式などの多様な運営主体による保育所の整備による運営の充実を推進します。	
民間保育施設の整備への支援事業	【前期計画での実施内容】 前期計画には未掲載でした。	子育て支援課
	【後期計画での取り組み】 公立保育所の適正配置の方針による再編・統合とあわせて、民間保育施設の整備を支援します。	
幼稚園・保育所の連携施設の整備	【前期計画での実施内容】 前期計画には未掲載でした。	子育て支援課 学校教育課
	【後期計画での取り組み】 保護者の子育ての選択肢の拡大を図るため、幼稚園・保育所の連携による新たな施設の整備を検討し、推進を図ります。	

③幼稚園・保育所交流事業

幼稚園・保育所交流事業	【前期計画での実施内容】 幼稚園・保育所の特徴を活かし、一緒に遊ぶ等をして交流を深め、就学前の教育・保育から小学校へつながるための連携を図りました。	子育て支援課 学校教育課
	【後期計画での取り組み】 後期計画期間中についても、引き続き幼稚園・保育所それぞれの特徴を活かし連携を深めていきます。	

④子育て支援ネットワークの整備

子育て支援ネットワーク	【前期計画での実施内容】 地域子育て支援センターを3か所で実施しています。また、施設、家庭、そして地域を結ぶ、子育てをする全ての人を支援するネットワークの構築に向けて検討をしています。	子育て支援課 障害福祉課 健康づくり課 学校教育課
	【後期計画での取り組み】 地域子育て支援センターを3か所で実施しており、施設、家庭そして地域を結び、子育てをする全ての人を支援するネットワークづくりを検討します。	

⑤情報提供・相談体制の整備事業

子育て支援ガイドブック	【前期計画での実施内容】 子育て施設や相談機関、健診の時期など子どもの成長に合わせた、市の子育てサポートメニューを詳しくまとめる業務を、現在遂行中です。	子育て支援課
	【後期計画での取り組み】 子どもの成長に合わせた、市の子育てサポートメニューを詳しくまとめたガイドブック（子育てバリアフリーマップを含む）を作成します。	
家庭児童相談室の活用	【前期計画での実施内容】 家庭における人間関係の健全化及び適応性を育成する等、家庭児童福祉に関する相談指導の充実強化を図りました。	子育て支援課
	【後期計画での取り組み】 前期計画に引き続き、家庭における人間関係の健全化及び適応性を育成する等、家庭児童福祉に関する相談指導の充実強化を図っていきます。	

療育パンフレット	【前期計画での実施内容】 前期計画には未掲載でした。	障害福祉課
	【後期計画での取り組み】 圏域で作成された「香取圏域療育パンフレット」により、発達の遅れや障害のある子どもを育てる家族や当事者である子ども達が、居住する地域において安心して自分らしく生活できるよう、相談支援・療育支援を充実させるため、相談窓口・療育支援機関等の情報をまとめ内容の更新に努めます。	

⑥児童館事業

児童館事業	【前期計画での実施内容】 児童の情操等の健全育成及び健全な遊びをとおして集団的指導を行うとともに、福祉的行事にも取り組み、児童及び保護者の健全な育成を図りました。	子育て支援課
	【後期計画での取り組み】 児童館を異年齢・世代間の交流の場として児童の健全育成を図ります。また、乳幼児等の子育て中の親子がふれあう機会を提供します。	

2 健やかに産み育てる環境づくり

①母子保健の充実

母子健康手帳 の交付	【前期計画での実施内容】 妊婦の健康管理の充実と子どもの健やかな成長のため、妊娠届により母子健康手帳を交付しました。	健康づくり課
	【後期計画での取り組み】 妊婦の健康管理の充実と子どもの健やかな成長のため、妊娠届により母子健康手帳を交付します。	
妊婦健康診査	【前期計画での実施内容】 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため健康診査受診票を交付し、安心して妊娠・出産ができるように努めました。	健康づくり課
	【後期計画での取り組み】 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため健康診査受診票を交付し、安心して妊娠・出産ができるようにします。	
母子保健推進 員設置事業	【前期計画での実施内容】 妊産婦・乳幼児等の身近な相談役として自主的な地区組織を育成し、活動の支援を行いました。	健康づくり課
	【後期計画での取り組み】 前期に引き続き、妊産婦・乳幼児等の身近な相談役として自主的な地区組織を育成し、活動の支援を行います。	
生活習慣病予 防対策事業	【前期計画での実施内容】 公立保育所全園児の肥満調査、肥満予防の健康教育を実施しました。	子育て支援課
	【後期計画での取り組み】 公立保育所全園児の成長曲線を基に肥満状況を把握し、肥満予防の健康教育を実施します。	
幼児栄養教室	【前期計画での実施内容】 保育所での個別・集団指導、給食だより・献立表での指導を行いました。	子育て支援課
	【後期計画での取り組み】 保育所の食育計画を策定し、乳幼児の発達段階に応じた個別（離乳・アレルギー）・集団指導と給食だより・献立表により家庭等の栄養教育を実施します。	

離乳食教室	【前期計画での実施内容】 乳幼児期の離乳食の進め方及び乳児期の食生活習慣の確立を目指して取り組みました。	健康づくり課
	【後期計画での取り組み】 前期に引き続き、乳幼児期の離乳食の進め方及び乳児期の食生活習慣の確立を目指します。	
妊産婦・乳幼児 訪問指導	【前期計画での実施内容】 育児相談や情報提供を行い、出産や育児に関する不安を和らげるために訪問指導を実施しました。	健康づくり課
	【後期計画での取り組み】 前期に引き続き、育児相談や情報提供を行い、出産や育児に関する不安を和らげるために訪問指導を実施します。	
未熟児訪問指導	【前期計画での実施内容】 体重が 2,500 g 未満の低体重児を対象に、健やかな育ちを目指して訪問指導を行いました。	香取健康福祉センター
	【後期計画での取り組み】 養育上必要があると認められる未熟児に対し、訪問指導を行い健やかな育ちを目指します。	
健康相談	【前期計画での実施内容】 妊産婦・乳幼児等に対し、育児・歯科・栄養相談や情報提供を実施しました。	健康づくり課
	【後期計画での取り組み】 前期に引き続き、妊産婦・乳幼児等に対し、育児・歯科・栄養相談などの健康相談を実施するとともに、多様な情報提供を行っていきます。	
乳幼児健康診 査	【前期計画での実施内容】 乳幼児の健やかな発育・発達のために、疾病の早期発見をし、健全な発育を促すとともに、保護者への育児支援を行いました。4 か月児・10 か月児・1 歳 6 か月児・2 歳児（歯科）・3 歳児健康診査を行いました。	健康づくり課
	【後期計画での取り組み】 前期に引き続き 4 か月児・10 か月児・1 歳 6 か月児・2 歳児（歯科）・3 歳児健康診査を行い、発育・発達に気がかりなことがある子どもの早期発見に努め、関係機関と連携し、支援していきます。	

言語相談・教室、心理相談、発達相談	<p>【前期計画での実施内容】 言語・情緒・発達面で支援が必要な乳幼児及び保護者に対し適切な指導を行い、発達環境の適正化を図りました。</p>	健康づくり課
	<p>【後期計画での取り組み】 前期に引き続き、言語・情緒・発達面で支援が必要な乳幼児及び保護者に対し適切な指導を行い、発達環境の適正化を図ります。</p>	
親子のよい歯コンクール	<p>【前期計画での実施内容】 むし歯予防の正しい知識を啓発普及するとともに、歯の健康が優れている親子を表彰し、生涯にわたり自分の歯で食べられるように意識づけを行いました。</p>	健康づくり課
	<p>【後期計画での取り組み】 前期に引き続き、生涯にわたり自分の歯で食べられるよう、歯の健康に対する知識の普及を図るとともに、生涯にわたり自分の歯で食事を摂ることの重要性について意識づけを行います。</p>	
予防接種	<p>【前期計画での実施内容】 伝染病の恐れのある疾病の発生や蔓延を防止し、子どもを病気から守るため、法に基づき予防接種を行いました。個人の意思の尊重・選択の拡大を図りながらも、個人に対する疾病予防対策を確実にいき、結果的に全体の疾病予防を図ることを目的として実施しています。副作用の発生をできるだけ少なくするために、かかりつけの医師で接種を受ける個別接種に徐々に切り替えています。対象となる予防接種は、ポリオ（小児マヒ）、BCG、三種混合（一期初回・一期追加）、麻しん、風しん、混合（1期・2期）（3期・4期）二種混合、日本脳炎（一期初回・追加、二期）です。</p>	健康づくり課
	<p>【後期計画での取り組み】 前期に引き続き、ポリオ（小児マヒ）、BCG、三種混合（一期初回・一期追加）、麻しん、風しん、混合（1期・2期）（3期・4期）二種混合、日本脳炎（一期初回・追加、二期）の予防接種を実施していきます。</p>	

養育医療	【前期計画での実施内容】 病院または診療所に入院して養育を受ける必要があると医師が認めた乳児に対し、その療育に必要な医療の給付を行いました。	香取健康福祉センター
	【後期計画での取り組み】 養育のため病院に入院することが必要な未熟児に対し、療育に必要な医療の給付を行っていきます。	
自立支援医療 (育成医療)	【前期計画での実施内容】 身体に障害のある18歳未満の児童に対し、その障害を除去または軽減し、生活能力を得るために必要な医療費の給付を行いました。	香取健康福祉センター
	【後期計画での取り組み】 身体に障害のある児童や、そのまま放置すると将来障害を残す恐れがあると認められる疾患がある児童で、治療によって確実なる治療効果が期待できる児童を対象に、医療の給付を行います。	

②小児医療の充実

小児慢性特定疾患治療研究費	【前期計画での実施内容】 小児慢性特定疾患治療研究事業を行うことにより、医療の確立と普及を図り、併せて保護者の負担軽減を図るため、医療費の給付を行いました。	香取健康福祉センター
	【後期計画での取り組み】 前期に引き続き、小児慢性特定疾患治療研究事業を行うことにより、医療の確立と普及を図り、併せて保護者の負担軽減を図るため、医療費の給付を行います。	
特定疾患見舞金支給	【前期計画での実施内容】 小児慢性特定疾患医療受給券の交付を受けている人、またはその介護者に見舞金を支給しました。	子育て支援課
	【後期計画での取り組み】 前期に引き続き、小児慢性特定疾患医療受給券の交付を受けている人、またはその介護者に見舞金を支給します。	

小児慢性特定疾患治療研究事業の周知	【前期計画での実施内容】 園児・児童生徒の保護者に対し、小児慢性特定疾患事業の周知を図りました。	学校教育課
	【後期計画での取り組み】 前期に引き続き、幼児・児童生徒の保護者に対し、小児慢性特定疾患事業の周知を行います。	
ひとり親家庭等の医療費の助成	【前期計画での実施内容】 ひとり親家庭等が保険医療給付を受けた場合、自己負担額の一部を助成しました。ただし、この助成には所得制限があります。	子育て支援課
	【後期計画での取り組み】 前期に引き続き、ひとり親家庭等が保険医療給付を受けた場合、自己負担額の一部を助成します。ただし、所得が一定額以上の場合には、ひとり親家庭等の医療費の助成は支給されません。	
乳幼児医療費対策事業	【前期計画での実施内容】 小学校就学前までの乳幼児が保険医療分の窓口での支払いを無料にしました。	子育て支援課
	【後期計画での取り組み】 前期に引き続き、小学校就学前までの乳幼児の保険医療分の窓口での支払いをなくし、無料にします。	
小児医療の充実	【前期計画での実施内容】 前期計画には未掲載でした。	健康づくり課 子育て支援課 障害福祉課
	【後期計画での取り組み】 安心して子どもを育てられるよう、小児救急医療や療育体制の整備を検討します。特に、関係市町、消防本部等と連携しながら、東総地区における広域連携システムの構築に取り組みます。	

③思春期保健の充実

生活習慣病予防対策	【前期計画での実施内容】 将来、高血圧や糖尿病等の生活習慣病になりやすい子どもたちを早期に発見し、生活習慣病にならないよう予防するために、医師の指導に基づき明るい健康な生活を送ることを目的に、検診や指導を行いました。	学校教育課
	【後期計画での取り組み】 前期に引き続き、生活習慣病になりやすい子どもを早期に発見し、予防するために検診や指導を行います。	
不登校対策 (継続事業)	【前期計画での実施内容】 香取市適応指導教室を設置し、不登校対策に取り組みました。(ふれあいステーション佐原・小見川)	学校教育課
	【後期計画での取り組み】 前期に引き続き、香取市適応指導教室(ふれあいステーション佐原・小見川)の充実を図り、不登校対策に取り組みます。	
心の健康相談事業	【前期計画での実施内容】 スクールカウンセラーの配置や学校相談員を配置するとともに、相談活動(ホットダイヤル)を実施しました。	学校教育課
	【後期計画での取り組み】 市内の小中学校の子どもたちが抱える「いじめ」「不登校」「その他学校生活全般」の問題を解決するために、スクールカウンセラーや電話相談窓口「香取市ほっとダイヤル」を設置し相談活動を行います。	
思春期保健対策事業	【前期計画での実施内容】 前期計画には未掲載でした。	香取健康福祉センター 学校教育課 健康づくり課
	【後期計画での取り組み】 思春期の児童・生徒やその家族を対象に、思春期特有の身体や性、性感染症、食生活、こころの問題に関する知識の普及、啓発を図ります。	

④母性・父性の育成

ママパパ教室	【前期計画での実施内容】 妊婦とその夫等を対象に、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を行い、安心して出産を迎えられるよう支援するために実施しました。	健康づくり課
	【後期計画での取り組み】 前期に引き続き、妊婦とその夫等を対象に、周産期からその後の育児に関する知識の普及を行い、安心して出産を迎えられるよう支援するために実施します。	

⑤食育の充実

食生活改善推進事業	【前期計画での実施内容】 地域における食育推進の担い手である食生活改善推進員を育成し、活動の支援を図りました。	健康づくり課
	【後期計画での取り組み】 前期に引き続き、健康生活を維持していく上での食育の重要性の認知向上を図るため、地域における食育推進の担い手である食生活改善推進員を育成し、活動の支援を行います。	

3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

①子どもの権利に対する意識啓発

人権擁護教育の充実	【前期計画での実施内容】 男女の自立と平等観に立った教育の推進や、啓発活動を充実させました。	市民活動推進課
	【後期計画での取り組み】 子どもたちが自分自身の人権を尊重し、また、周囲の人の人権を尊重する意識を育てる教育の推進や啓発活動を充実させます。	

人権教育担当 教員研修の開 催	【前期計画での実施内容】 人権教育の現状及び推進方策について研修し、学校現場において実効性ある教育活動ができるように努めました。	学校教育課
	【後期計画での取り組み】 前期に引き続き、学校現場において、子どもたちが理解しやすく、また、実効性のある教育活動ができるように、人権教育の現状及び推進方策についての知識を深める研修を実施していきます。	

4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

①地域の教育力の活性化

保育所の地域 開放	【前期計画での実施内容】 地域の身近な保育所を開放し、遊びを通じた保護者同士の交流の場を提供するとともに、保育士に乳幼児の発達に合わせて、育児の不安や悩みを相談できる関係づくりを図りました。	子育て支援課
	【後期計画での取り組み】 前期に引き続き、地域の身近な保育所を開放し、子どもたちの安全・安心な遊び場を確保するとともに、遊びを通じた保護者同士の交流の場を提供します。また、保育士に乳幼児の発達に合わせて、育児の不安や悩みを気軽に相談できる関係づくりに努めます。	

②親子のふれあいの推進

児童遊園、都市 公園・市民公園 等の設置	【前期計画での実施内容】 児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに事故防止等に努めました。	都市計画課 子育て支援課
	【後期計画での取り組み】 児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、事故防止等を図り、親子が安全・安心してふれあえる遊び場を提供します。	

③地域の教育力活用の推進

キャリア教育 (中学生)・ゆめ仕事びったり体験(小学生)	【前期計画での実施内容】 地域の事業所での体験学習を実施し、望ましい職業観や勤労観について考え、また、地域の大人とのふれあいを通して、地域愛や所属意識を醸成する教育に取り組みました。	学校教育課
	【後期計画での取り組み】 前期計画に引き続き、地域の事業所での体験学習を通して、望ましい職業観や勤労観を養い、また、地域の大人とのふれあいを通して、地域愛や所属意識を育む教育に取り組みます。	

5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

①住環境の整備

良好な住宅の形成	【前期計画での実施内容】 子育て世帯のため、公営住宅の計画的な供給と適正な管理を図りました。また、あんしん賃貸住宅等の情報提供を行いました。	都市計画課
	【後期計画での取り組み】 前期計画に引き続き、子育て世帯のため、公営住宅の計画的な供給を行うための具体策を検討します。また、子育て世帯に良質な安心賃貸住宅等の情報提供を行います。	
定住促進に向けた体制の整備	【前期計画での実施内容】 市が一体となって新たな居住者を迎え入れるための具体策の検討を行っています。また、子育て家庭が魅力を感じる良質な住宅の供給を誘導しました。	企画政策課 都市計画課
	【後期計画での取り組み】 前期計画に引き続き、定住促進と社会保障制度の安定化を目指し、市が一体となって新たな居住者を迎え入れるための具体策を検討し、受入体制を確立します。	

路線バス等の 運行維持対策 の実施	【前期計画での実施内容】 代替バス等の運行費補助を行うことにより、路線バス等の運行を維持しました。	企画政策課
	【後期計画での取り組み】 前期計画に引き続き、代替バス等の運行費補助を行うことにより、交通弱者の移動手段を確保するため、路線バス等の運行を維持していきます。	
循環バス等の 利便性の向上	【前期計画での実施内容】 地域住民の生活スタイルや生活圏を考慮して、循環バスなどの路線構築を進め、市民の利便性の向上を図りました。	企画政策課
	【後期計画での取り組み】 前期計画に引き続き、交通弱者の移動手段を確保するため、地域住民の生活スタイルや生活圏を考慮して、循環バスなどの路線網の維持・構築を進め、市民生活の利便性の向上を図ります。	

②市内居住者の雇用促進

市内居住者の 雇用促進	【前期計画での実施内容】 本市において新規に事業活動を行う事業者、または事業活動を拡大する事業者に対して立地奨励金を交付する条例を整備、周知しました。	商工観光課
	【後期計画での取り組み】 前期計画に引き続き、市内居住者の雇用促進のため、本市において新規に事業活動を行う事業者、または事業活動を拡大する事業者に対して立地奨励金を交付します。また、本市に住居を有する人を1年以上常用雇用した場合に雇用促進奨励金を交付することにより、市民の雇用促進に努めます。	

③安全・快適な施設（施策）の整備

防犯指導員の整備	<p>【前期計画での実施内容】</p> <p>子どもに有害となるインターネットを利用した「わいせつ画像」や、「ピンクビラ」等に対する監視、管理者及び子どもへの指導、支援を目的に、体制整備を図りました。</p>	生涯学習課 学校教育課 環境安全課 香取警察署
	<p>【後期計画での取り組み】</p> <p>前期計画に引き続き、子どもに有害となるインターネットを利用した「わいせつ画像」や、「ピンクビラ」等の情報に対する監視を行い防止に努めるとともに、管理者及び子どもへの指導、支援を目的に、監視・指導・支援体制の整備を推進します。</p>	
交通安全施設整備	<p>【前期計画での実施内容】</p> <p>交通事故の防止を図るため、道路反射鏡等の交通安全施設の整備を進めました。</p>	環境安全課 香取警察署
	<p>【後期計画での取り組み】</p> <p>前期計画に引き続き、交通事故の防止を図るため、道路反射鏡等交通安全施設の整備を進めます。</p>	
防犯灯の設置	<p>【前期計画での実施内容】</p> <p>犯罪の発生を未然に防止するため、地域の要望に基づき防犯灯を設置しました。</p>	環境安全課
	<p>【後期計画での取り組み】</p> <p>前期計画に引き続き、地域住民を犯罪から守るため、地域の要望に基づき防犯灯を設置し、犯罪の防止に努めます。</p>	
自主防犯活動の推進	<p>【前期計画での実施内容】</p> <p>ボランティア団体などと連携した防犯パトロール活動を通じて、自主防犯意識を啓発しました。</p>	環境安全課 香取警察署
	<p>【後期計画での取り組み】</p> <p>前期計画に引き続き、犯罪から市民を守るために、ボランティア団体などと連携した防犯パトロール活動を通じて、自主防犯意識の啓発に努めます。</p>	

防犯パトロール活動の拡充	【前期計画での実施内容】 子どもを犯罪から守るためにPTAや地域等の協力を得て、各小学校区で防犯パトロール活動を推進しました。	学校教育課 環境安全課 香取警察署
	【後期計画での取り組み】 前期計画に引き続き、子どもを犯罪から守り、安心な学習環境を整備するためにPTAや地域等の協力を得て、登下校時を中心に各小学校区で防犯パトロール活動を推進します。	
交通安全指導	【前期計画での実施内容】 保育所（園）・幼稚園・小学校での交通安全指導を実施しました。	環境安全課
	【後期計画での取り組み】 前期計画に引き続き、子どもを悲惨な交通事故から守るために、保育所（園）・幼稚園・小学校での交通安全指導を実施します。	

④子育て支援する生活環境の整備

安全で安心なまちづくり推進組織の整備	【前期計画での実施内容】 市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを促進するため、市、市民、事業者の責務を定め、お互いに協働すると共に自主的に安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現を目指し「安全で安心なまちづくり推進条例」を制定しました。	環境安全課
	【後期計画での取り組み】 前期計画に引き続き、安全で安心なまちづくりのための安全対策を推進するため、市、市民、事業者及び警察署等が連携して、安全で安心なまちづくり組織を整備し、犯罪がおこりにくい環境整備を進めていきます。	

6 支援が必要な子育て家庭等と子どもへの取り組み

①経済的支援

交通遺児手当	【前期計画での実施内容】 交通事故により保護者が死亡、または障害の状態にある家庭の交通遺児に対して、交通遺児手当を支給しました。	環境安全課
	【後期計画での取り組み】 前期計画に引き続き、交通事故により保護者が死亡、または障害の状態にある家庭の交通遺児などに対して、学校生活の継続や生活資金の援助を目的に交通遺児手当を支給します。	
児童扶養手当	【前期計画での実施内容】 父と生計を同じくしていない 18 歳までの児童を持つ母等に、児童扶養手当を支給しました。ただし、所得による制限があります。	子育て支援課
	【後期計画での取り組み】 前期計画に引き続き、父と生計を同じくしていない 18 歳までの児童を持つ母等に、生活の安定と児童の健全な育成を目的として、児童扶養手当を支給します。ただし、所得が一定額以上の場合には、児童扶養手当は支給されません。	
母子家庭自立支援給付金	【前期計画での実施内容】 前期計画には未掲載でした。	子育て支援課
	【後期計画での取り組み】 母子家庭の母の就業による自立を支援するため、資格取得を目的とした自立支援教育訓練給付金と、高等技能訓練促進費を支給します。	
母子及び寡婦福祉資金	【前期計画での実施内容】 経済的自立を支援するために貸付を実施しました。	子育て支援課
	【後期計画での取り組み】 前期計画に引き続き、母子及び寡婦家庭の経済的自立を支援するために、生活資金などの貸付を実施します。	

児童手当	<p>【前期計画での実施内容】</p> <p>子育てにかかる費用の一部を、児童手当として支給することにより子どもを養い、守り育てる保護者の生活を安定させ、生活の質が高まるように支援しました。</p>	子育て支援課
	<p>【後期計画での取り組み】</p> <p>前期計画に引き続き、子育てにかかる費用の一部を、児童手当として支給することにより子どもを養い、守り育てる保護者の生活を安定させ、生活の質が高まるように支援します。</p>	
子育て支援費支給事業	<p>【前期計画での実施内容】</p> <p>第3子以降の1歳未満の児童を養育する人に対し子育て支援費を支給しました。</p>	子育て支援課
	<p>【後期計画での取り組み】</p> <p>前期計画に引き続き、子育て支援費を支給することにより、児童を養育する方がゆとりをもって子育てができる環境を整備することを目的として、第3子以降の1歳未満の児童を養育する人に対し、月額5,000円を最長1年にわたり子育て支援費として支給します。ただし、所得が一定額以上の場合には、子育て支援費は支給されません。</p>	
少子化対策事業	<p>【前期計画での実施内容】</p> <p>不妊治療を受けている市内在住の夫婦に対し、治療費を助成するサービスです。</p>	子育て支援課
	<p>【後期計画での取り組み】</p> <p>少子化に歯止めをかけることを目的に引き続き、不妊治療を受けている市内在住の夫婦に対し、治療費を助成していきます。</p>	
特定不妊治療費助成事業	<p>【前期計画での実施内容】</p> <p>県の事業で、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽くするために、医療費の助成を行うサービスです。</p>	香取健康福祉センター
	<p>【後期計画での取り組み】</p> <p>前期計画に引き続き、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽くするために、少子化対策として医療費の助成を行っていきます。</p>	

出産費資金 貸付	<p>【前期計画での実施内容】</p> <p>国民健康保険被保険者の福祉の向上に寄与することを目的とし、出産費資金の貸付を行いました。貸付対象者及び額には制限があります。</p>	国保年金課
	<p>【後期計画での取り組み】</p> <p>前期計画に引き続き、国民健康保険被保険者の福祉の向上に寄与することを目的として、出産費資金の貸付を行います。貸付対象者及び額には制限があります。</p>	
出産育児一時 金給付	<p>【前期計画での実施内容】</p> <p>国民健康保険被保険者の出産に対し、一時金を支給しました。なお、保険医療機関・助産所での窓口負担を軽減するための、受取代理措置があります。</p>	国保年金課
	<p>【後期計画での取り組み】</p> <p>国民健康保険被保険者が出産した場合、一時金を支給します。なお、暫定措置として医療機関への直接支払い制度（H21.10～H23.3.31）があります。</p>	
母子福祉推進 事業	<p>【前期計画での実施内容】</p> <p>母子福祉協力員を委嘱して協力しながら、母子家庭、父子家庭等への生活、子育て、就労等について、助言・指導、経済的な相談等を行い、自立支援をしました。</p>	子育て支援課
	<p>【後期計画での取り組み】</p> <p>前期計画に引き続き、母子福祉協力員を委嘱して協力しながら、母子家庭、父子家庭等への生活、子育て、就労等について、助言・指導、経済的な相談等を行い、自立支援をします。</p>	

②障害を持った児童に対する支援

重度心身障害 者（児）の医療 費助成	<p>【前期計画での実施内容】</p> <p>重度心身障害者（児）の保護者に、保険法による医療費の自己負担分等を助成し、その生活の安定と福祉の増進を図りました。</p>	障害福祉課
	<p>【後期計画での取り組み】</p> <p>前期計画に引き続き、重度心身障害者（児）の保護者に生活の安定と福祉の増進を図るため、保険法による医療費の自己負担分等を助成します。</p>	

障害児童福祉 手当	<p>【前期計画での実施内容】</p> <p>20歳未満の在宅重度心身障害児で、日常生活において常時介護が必要な児童に障害児福祉手当を支給し、その生活の安定と福祉の増進を図りました。</p>	障害福祉課
	<p>【後期計画での取り組み】</p> <p>前期計画に引き続き、生活の安定と福祉の増進を図るため、20歳未満の在宅重度心身障害児で、日常生活において常時介護が必要な児童に対して障害児福祉手当を支給します。</p>	
特別児童扶養 手当	<p>【前期計画での実施内容】</p> <p>家庭で介護されている障害のある児童（20歳未満）の父母又は養育者に、特別児童扶養手当を支給し、その生活の安定と福祉の増進を図りました。</p>	障害福祉課
	<p>【後期計画での取り組み】</p> <p>前期計画に引き続き、家庭で介護されている障害のある児童（20歳未満）の父母又は養育者に、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として、特別児童扶養手当を支給します。</p>	
心身障害児童 福祉手当	<p>【前期計画での実施内容】</p> <p>在宅の身体障害者手帳3級以上、又は療育手帳B-1以上の障害をもつ児童（20歳未満）の保護者に、心身障害児福祉手当を支給し、その生活の安定と福祉の増進を図りました。</p>	障害福祉課
	<p>【後期計画での取り組み】</p> <p>前期計画に引き続き、生活の安定と福祉の増進を図るため、在宅の身体障害者手帳3級以上、又は療育手帳B-1以上の障害をもつ児童（20歳未満）の保護者に、心身障害児福祉手当を支給します。</p>	

自立支援給付 事業	<p>【前期計画での実施内容】 前期計画には未掲載でした。</p>	障害福祉課
	<p>【後期計画での取り組み】 障害者（児）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付（自立支援給付：介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費、補装具費等）その他の支援を行い、障害者（児）の福祉の増進を図ります。</p>	
地域生活支援 事業	<p>【前期計画での実施内容】 前期計画には未掲載でした。</p>	障害福祉課
	<p>【後期計画での取り組み】 障害者（児）が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害者（児）の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の便宜を供与するとともに障害者等の権利の擁護のために必要な援助、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動支援等の事業を実施します。</p>	

療育支援体制 の充実	<p>【前期計画での実施内容】 前期計画には未掲載でした。</p>	<p>障害福祉課 子育て支援課 健康づくり課 学校教育課</p>
	<p>【後期計画での取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育支援連絡調整会議：市療育関係課と市特別支援連携協議会と連携調整を行うことにより必要な支援体制を確保します。 ・地域自立支援協議会療育支援部会：障害を持った子どもへの支援とその保護者の子育て支援に必要なシステムづくりについて療育関係者で協議します。 ・地域療育システムづくり検討会等：県、香取海匠地域市町、療育関係者、医療関係者、当事者等が協働して地域の療育システムを構築します。 ・特別支援連携協議会等：LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童・生徒の総合的支援体制の整備に向け、関係諸機関の情報交換・意見交換を行い幼児期から学校卒業までの一貫した支援体制の整備を図ります。 	
療育相談支援 事業	<p>【前期計画での実施内容】 前期計画には未掲載でした。</p>	<p>障害福祉課 子育て支援課 健康づくり課</p>
	<p>【後期計画での取り組み】</p> <p>気がかりな子や障害児の保護者又は障害児等の介護を行う者などから、障害児等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等の便宜を供与することにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。</p>	

③児童虐待の発生防止

<p>要保護児童対策地域協議会の設置</p>	<p>【前期計画での実施内容】 児童虐待の早期発見、早期対応及び防止のため、関係機関との支援体制の確立を図りました。</p>	<p>子育て支援課</p>
	<p>【後期計画での取り組み】 前期計画に引き続き、児童虐待の根絶を目指し早期発見、早期対応及び防止のため、関係機関との連携による支援体制の確立を図ります。</p>	
<p>こんにちは赤ちゃん事業 (乳児家庭全戸訪問事業)</p>	<p>【前期計画での実施内容】 児童虐待の早期発見、早期対応及び防止のため、生後2～4か月の乳児家庭を訪問しました。</p>	<p>子育て支援課 健康づくり課</p>
	<p>【後期計画での取り組み】 前期計画に引き続き、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、状態把握及び子育て情報の提供を行うとともに、児童虐待の早期発見、早期対応及び防止に努めます。</p>	

第3章 推進体制

第1節 行動計画の推進体制

「香取市次世代育成支援行動計画」の推進にあたっては、庁内において年度ごとに各事業の進捗状況を正確に把握します。また、同時に「次世代育成支援行動対策推進法」が10年間の時限立法であり平成26年度をもって失効しますが、次世代育成の重要性に鑑み、引き続き市民の意見を幅広く聴取し、少子化対策に取り組みます。

1 子育て家庭を支援する地域づくり

(1) 庁内推進体制

本計画の推進に当たって、他の部門別計画との整合性を図り、全庁的に推進するため関係各課による検討委員会が設置されており、引き続き計画の進行管理・評価を継続的に行っていきます。

(2) 庁外策定体制

計画を効果的に推進するため、関係機関、団体等、市民参加により、実施状況を評価し、必要に応じて計画を見直していきます。



III 資料

香取市次世代育成支援行動計画策定方針

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の出生率（合計特殊出生率）は、平成14年に1.32まで低下し、急激な少子化が国全体の社会経済基盤を揺るがすものとして、早急な取り組みが求められてきています。このため、国においては少子化の流れを変えるため平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）」を制定し、地方公共団体には少子高齢化対策のアクションプランとなる「次世代育成支援行動計画」の作成が義務づけられました。平成17年度から21年度までを前期計画として計画を策定し、家庭やその他の場において子育ての意義が十分理解され、子育ての喜びが実感できるような社会をめざしてきました。平成20年度には合計特殊出生率は1.37まで上昇しています。

本計画は、5年後に見直すこととされ、前期計画の必要な見直しを21年度までに行い、平成22年度から26年度までを後期計画を策定します。

2 計画策定の目的及び性格

市の行動計画は、次世代育成支援対策のための10年間の集中的・計画的な取り組みを推進することを目的とし、その実施により達成しようとする目標、実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期等を定めます。

また、平成20年度からスタートした「香取市総合計画」との整合性を図りながら、本計画の実効性を確保するため、今後の目標事業量、施策目標など、定量的数値目標を含む具体的な数値目標を設定することとし、その達成状況の検証などの事後評価と公表を行うものとします。

3 計画の名称

計画の名称は、「香取市次世代育成支援行動計画」とし、市民と協働で取り組む必要があることから、行動計画の指針となる合言葉をサブタイトルとして表記するものとします。

4 計画の期間

計画期間は5年を1期として17年度から21年度までを前期計画期間とし、22年度から26年度までを後期計画期間とし、21年度において後期計画を策定します。

5 計画策定における基本的な事項

計画策定においては、次世代育成支援法の求める趣旨及び国（厚生労働省）の求める指針に添って、子どもの視点、次世代の親づくりの視点、サービス利用者の視点、社会全体による支援の視点、すべての子どもと家庭への支援の視点、地域社会資源の効果的な活用の視点、サービスの質の視点、地域特性の視点をふまえたものとします。さらにサービスの量的・質的なニーズを把握するため、サービス対象者に対するニーズ調査を実施します。

6 計画策定のフロー

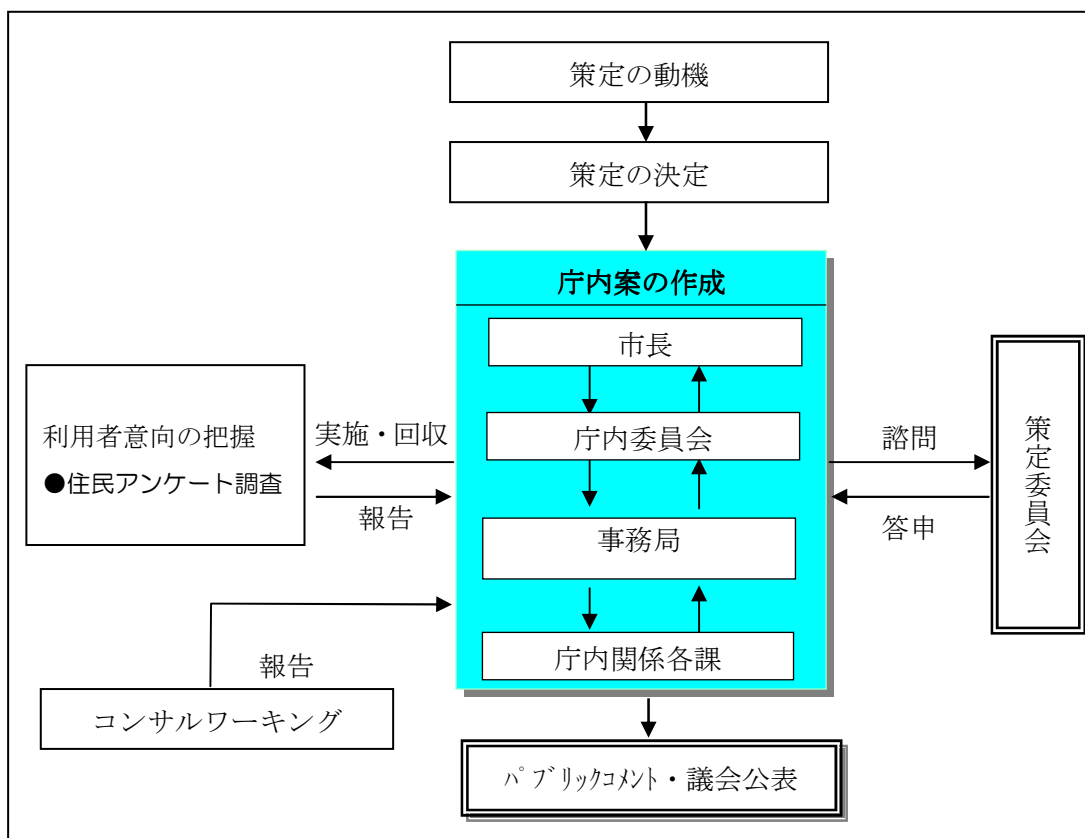
計画策定のフローは以下の通りです。



7 計画の策定体制

計画の策定体制は、市民及び子育て世帯が主体的に次世代育成支援対策に取り組む必要があることから、実施状況を適切に把握し、点検しながら、市民参加のもとに、庁内の関係部署の調整を行いながら、専門的見地からの意見具申をいただきながら原案をまとめ、住民の意見聴取をおこなうため、以下のフレームで進めます。

【計画策定のフレーム】



8 計画策定のスケジュール

策定スケジュール案は以下のとおりとします。

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民アンケート	設計	■										
	実施		■									
	入力・分析			■								
基礎調査	データ分析	■	■									
	実行者調査設計	■	■									
	実施		■									
	集計・分析			■								
	課題抽出			■								
目標値設定	児童数推計				■							
	目標値設定				■							
計画策定	計画案立案				■	■	■					
	計画協議					■	■	■	■	■		
	計画書編纂									■		
	成果品作成										■	■
パブリックコメント									■			
策定委員会等					■		■	■			■	

9 計画の公表

本計画が決定した後は、適時適切に広報等を通じ、広く市民に周知を図ることとする。

10 計画策定の事務

香取市健康福祉部子育て支援課において主管する。

香取市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する次世代育成支援行動計画（以下「計画」という。）を策定するため、香取市次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画に関する現状把握及び目標に関すること。
- (2) サービス提供体制の確保に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 福祉、保健、医療、児童相談所等の子育て支援対策に係る機関を代表する者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、市長の定める機関に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

香取市次世代育成支援行動計画策定委員名簿

平成 21 年 9 月 24 日現在

No.	区 分	氏 名	所 属	職 名	備 考
1	識見を有する者	野口 晴男	香取市教育委員会	委 員 長	
2		藤原 皆大	香取市校長会会長	佐原中学校長	
3	福祉関係	香取 昭一	香取市民生委員 児童委員連絡協議会連合会	会 長	◎
4		高橋 幸子	香取市母子福祉協力員協議会	会 長	
5		圓藤 弘典	香取民間保育連盟会長	清水保育園長	○
6		高橋 賢一	香取市立佐原幼稚園	園 長	
7		小倉 眞澄	香取市公立保育所代表	香取保育所長	
8		中野 洋子	香取市放課後児童クラブ 保護者	代 表	
9	医療関係	中村 福志	香取郡市医師会	会 長	
10	保健関係	木内 幸子	香取市母子保健推進員	代 表	
11		伊藤 典子	千葉県香取健康福祉センター	主査(保健師)	
12	関係機関	山本 一郎	香取市小見川工業団地 連絡協議会	会 長	
13		神野 治	千葉県香取警察署	前 署 長	平成 21 年 8 月 1 日 ～ 9 月 23 日
		湯浅美佐夫	千葉県香取警察署	署 長	平成 21 年 9 月 24 日～
14		秋山 茂樹	千葉県銚子児童相談所	児童福祉司	

◎会長 ○副会長

香取市次世代育成支援行動計画策定経過

○平成 20 年度

年月日	策定経過の概要
平成 20 年 12 月 16 日	香取市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定に伴う具体的推進施策の実施内容照会（庁内関係各課等）
平成 21 年 2 月 12 日	次世代育成支援行動計画（後期計画）の庁内策定検討委員会の設置
2 月 20 日	第 1 回庁内策定検討委員会の開催

○平成 21 年度

年月日	策定経過の概要
平成 21 年 4 月 14 日	次世代育成支援行動計画（後期計画）策定業務委託契約 株式会社ぎょうせい
6 月 4 日	子育て支援に関するアンケート調査の実施（6 月 4 日～6 月 15 日）
6 月 12 日	人口推計依頼（策定業務委託業者）
6 月 22 日	人口推計結果（策定業務委託業者）
7 月 14 日	次世代育成支援行動計画（後期計画）策定に伴う具体的推進施策の内容作成依頼（庁内関係各課等）
8 月 1 日	次世代育成支援行動計画策定委員会委員委嘱
8 月 3 日	子育て支援に関するアンケート調査結果報告書受領
8 月 11 日	第 2 回庁内策定検討委員会の開催
8 月 21 日	第 1 回策定委員会の開催
10 月 13 日	第 3 回庁内策定検討委員会の開催
10 月 20 日	第 2 回策定委員会の開催
11 月 17 日	第 4 回庁内策定検討委員会の開催
12 月 1 日	第 3 回策定委員会の開催
12 月 15 日	パブリックコメントの実施（12 月 15 日～1 月 14 日）
平成 22 年 2 月	第 5 回庁内策定検討委員会の開催
2 月	策定委員会への計画（案）の諮問
2 月	第 4 回策定委員会の開催
2 月	策定委員会の計画（案）の答申
3 月	次世代育成支援行動計画（後期計画）公表

アンケート調査の概要

第1編 調査の概要

第1章 目的

本意識調査は、子育てを社会全体で支援し、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めるため、市民が日常どのように子育てし、どのようなニーズを持っているのかを明らかにし、「香取市次世代育成支援行動計画（前期計画）」見直しの基礎資料とするために実施しました。

第2章 配布・回収の状況

調査票は、厚生労働省のモデル案をベースに香取市独自の設問項目を追加した「就学前児童の保護者用」「小学生の保護者用」の2種です。

調査は平成21年6月に郵送で実施しました。配布・回収の状況は以下の通りです。

配布・回収の状況

種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者用	1,500	699	46.6%
小学生の保護者用	1,500	646	43.1%
合計	3,000	1,345	44.8%

第3章 分析上の留意点

設問の中には前問に答えた人のみが答える「限定設問」があり、表中の「回答者数」が全体より少なくなっています。また、設問には1つのみ答えるもの（シングルアンサー）と複数回答のもの（マルチアンサー）があり、複数回答の設問では、表記の割合の合計は100%を超えます。

また、割合は選択肢ごとに小数第1位で四捨五入しているため、その割合の合計は100%にならないところがあります。

第2編 結果の概要

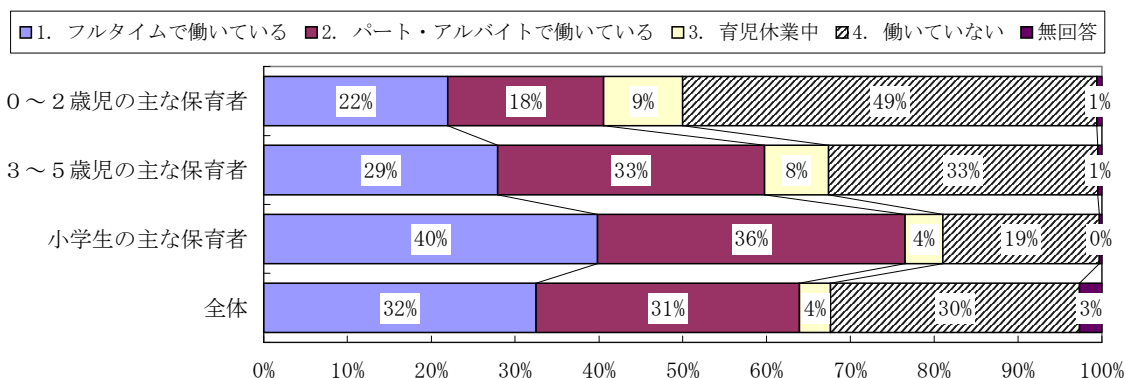
第1章 就学前児童用・小学生用

「就学前児童の保護者用」「小学生の保護者用」アンケートの結果の概要は以下の通りです。共通する設問の設問番号は、特に注意書きのないものは「就学前児童の保護者用」のものであります。

第1節 保護者の就労状況

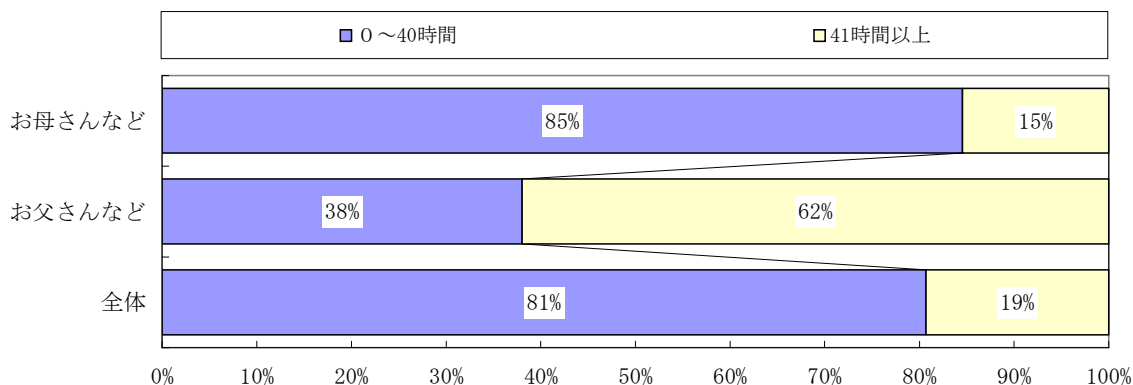
問9によると、小学生以下の子どもがいる主な保育者のうち6割強が就業しており、0～2歳児の主な保育者でも4割にのびます。これらの方が、就業と子育ての両立支援施策の対象者となります。なお、下記のグラフは、主な保育者「お母さんなど」と「お父さんなど」を合計した数値で再集計したものです。

主な保育者の就業状況（問9）



問9によると、週労働時間40時間以上の雇用者の割合は19%で、主な保育者がお母さんなどの場合は15%、お父さんの場合は62%となっています。なお、国では「仕事と生活の調和のための行動指針」において平成29年の目標を「半減」と定めています。

週労働時間60時間以上の雇用者の割合（問9）

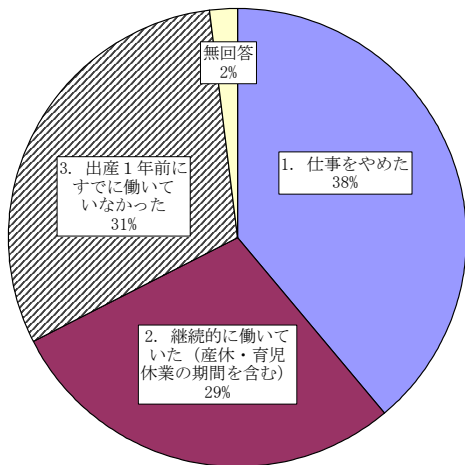


問 10 によると、出産前後の母親の継続就業率は 43%（＝継続した人 29%÷（継続した人 29%＋仕事をやめた人 38%））で、国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（平成 17 年）の 38%よりやや高い割合になっています。国では「仕事と生活の調和のための行動指針」において平成 29 年の目標を 55%に掲げており、本市でも、それを参考として遡増目標を立てることが求められています。

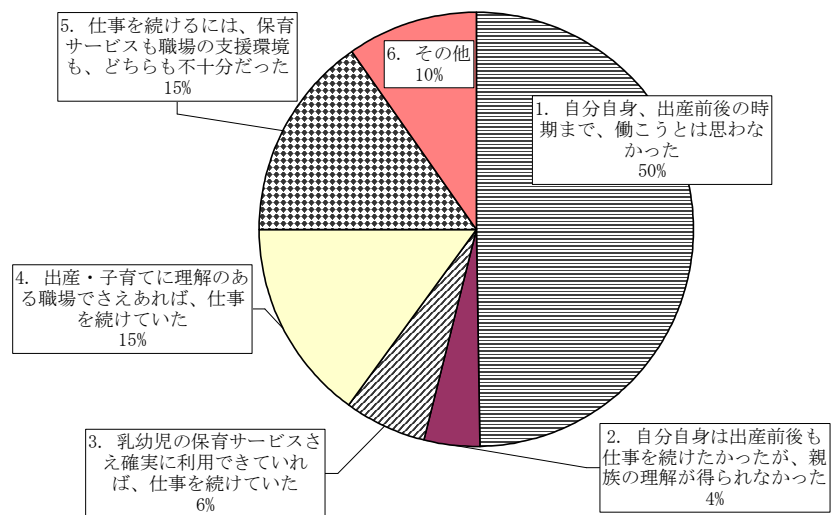
問 10-1 によると、出産期に仕事を継続できなかった理由で、保育サービスや職場の環境をあげた方は 4 割弱にのびります。

また、問 10-2 によると、育児休業の取得率は、母親が 59%で父親は 0%でした。これは、男女とも、厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成 17 年度）の値を下回っています。なお、国では「仕事と生活の調和のための行動指針」において平成 29 年の目標を母親 80%、父親 10%と定めています。

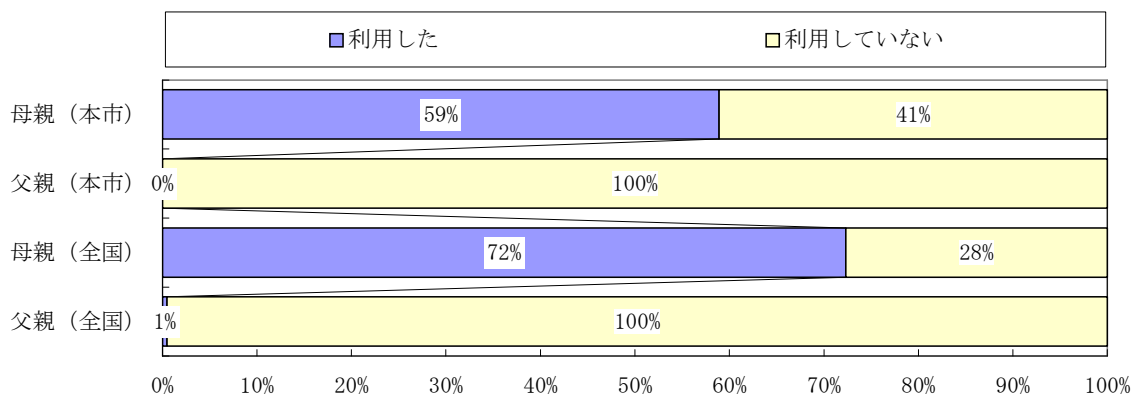
出産期の継続勤務の状況（問 10）



出産期に仕事を継続できなかった理由（問 10-1）



育児休業の取得率（問 10-2）

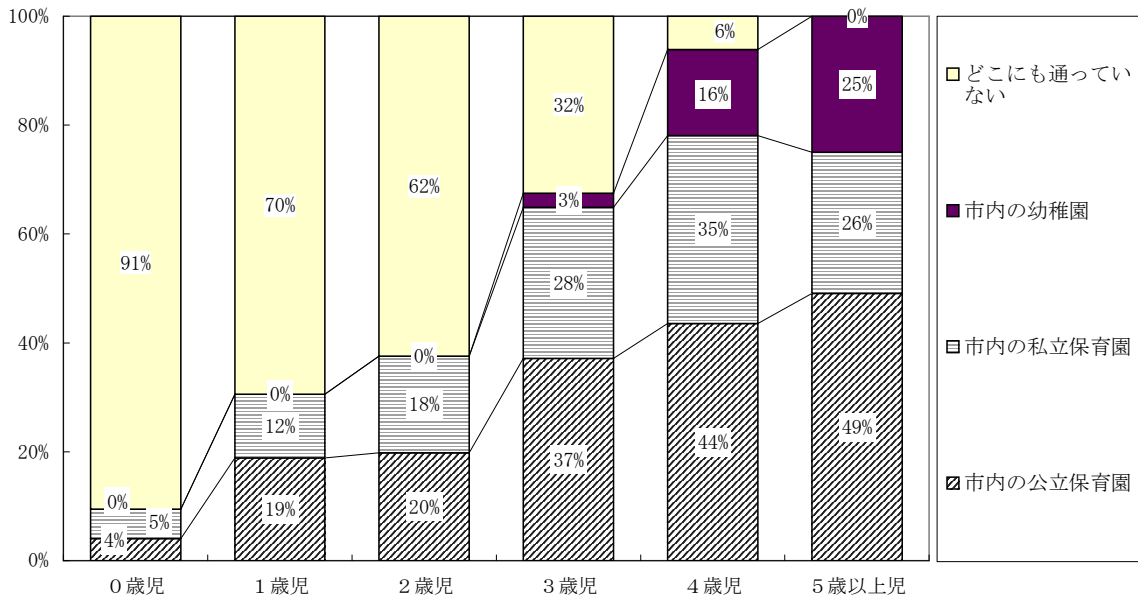


第2節 就学前児童の通園ニーズ

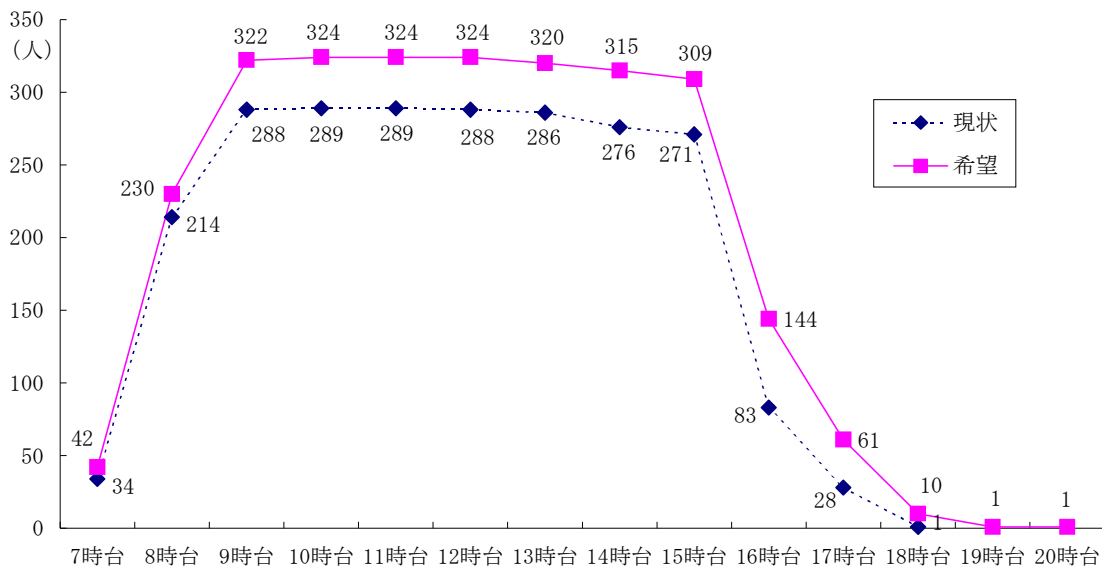
問15によると、本市の就学前児童の通園割合は、市内の公立保育園が、0歳児で4%、1歳児で19%、5歳児で49%、また、市内の私立保育園では4歳児が35%と最も多く、市内の幼稚園では5歳以上児が25%と最も高い比率になっています。

問15・17で認可保育園の平日の利用時間と利用希望時間をみると、日中でも現実と希望の間に乖離があり、潜在的な需要があるものと思われます。また、18時台、19時台、20時台といった夜間帯のニーズもみられます。

保育園・幼稚園などの通園状況（問15を無回答を除いて再集計）



認可保育園の平日の利用時間と利用希望時間（問15・17）



第3節 学童クラブ・放課後子ども教室のニーズ

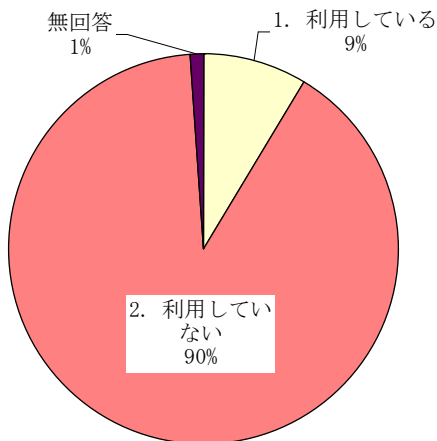
小学生用アンケートの間 15 によると、学童クラブの利用割合は9%で、次年度の利用希望も9%と、現行程度となっています。

一方、小問 16 によると、放課後子ども教室の利用割合は2%程度で、次年度の利用希望は、「わからない」が29%あるものの、12%と高くなっています。

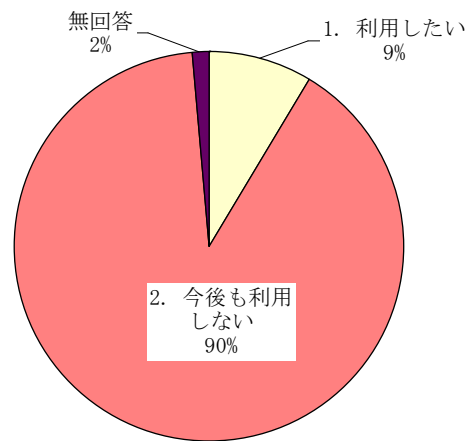
放課後児童対策については、わが国では、平成 19 年度より、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」がスタートしました。「放課後子ども教室」を10,000カ所、「放課後児童クラブ」を20,000カ所(5,900カ所増)設置し、原則としてすべての小学校区での放課後の居場所づくりを進めるというものです。

また、厚生労働省の「新待機児童ゼロ作戦」(平成 20 年 2 月 27 日)では、平成 29 年度までの10年間で放課後児童クラブ(小学1年～3年)の利用児童数を現在の19%から60%に増やす(145万人増の218万人に)という目標を定めています。

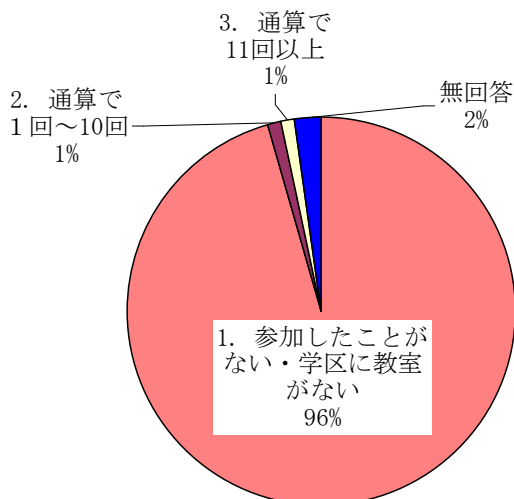
学童クラブの利用状況 (小問 15)



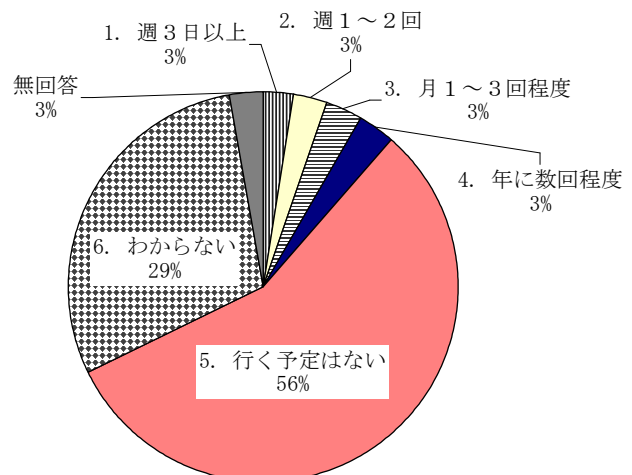
学童クラブの利用希望 (小問 15-2)



放課後子ども教室の利用状況 (小問 16)

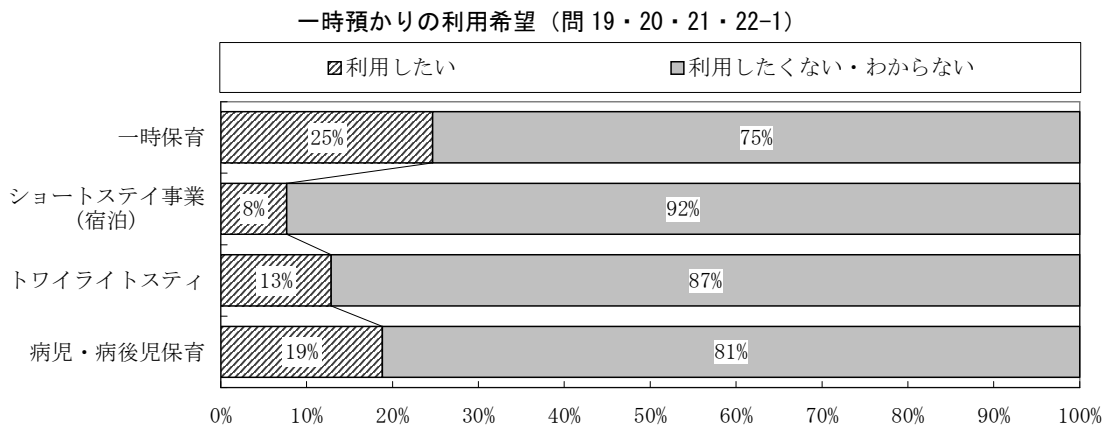
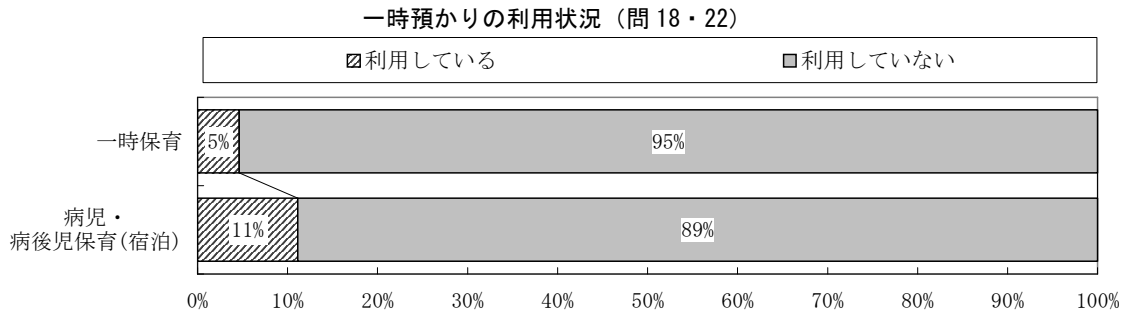


放課後子ども教室の利用希望 (小問 17)



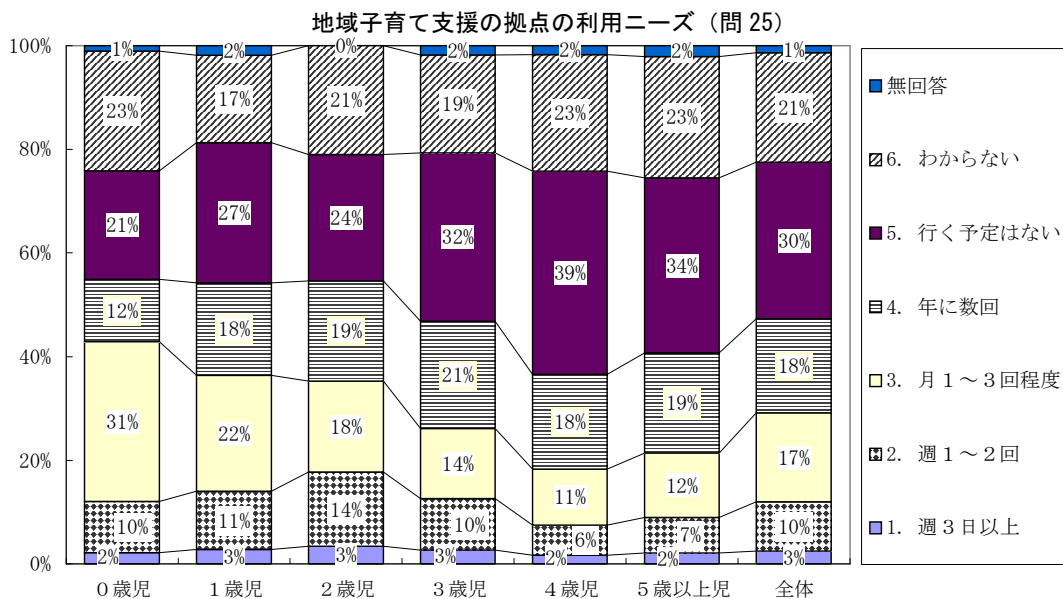
第4節 一時預かりのニーズ

問 18～23 によると、この1年間の一時保育の利用状況は、小学生以下の子ども全体の5%、病児・病後児保育は11%です。次年度の利用希望は、一時保育が25%、ショートステイ事業（宿泊）が8%、トワイライトステイが13%、病児・病後児保育が19%となっています。



第5節 地域子育て支援の拠点の利用ニーズ

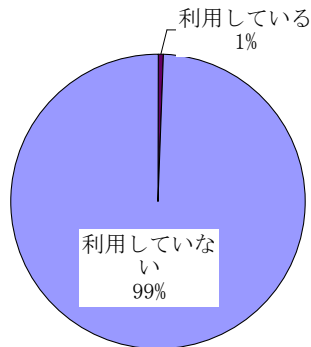
問 24 によると、今後、地域子育て支援の拠点を利用したい就学前児童の保護者（回答者）は、約半数で、0～2歳児の保護者では5割強となっています。



第6節 互助型の子育て支援サービスの利用ニーズ

問 25 によると、ファミリーサポートセンターの利用割合は 1%となっています。

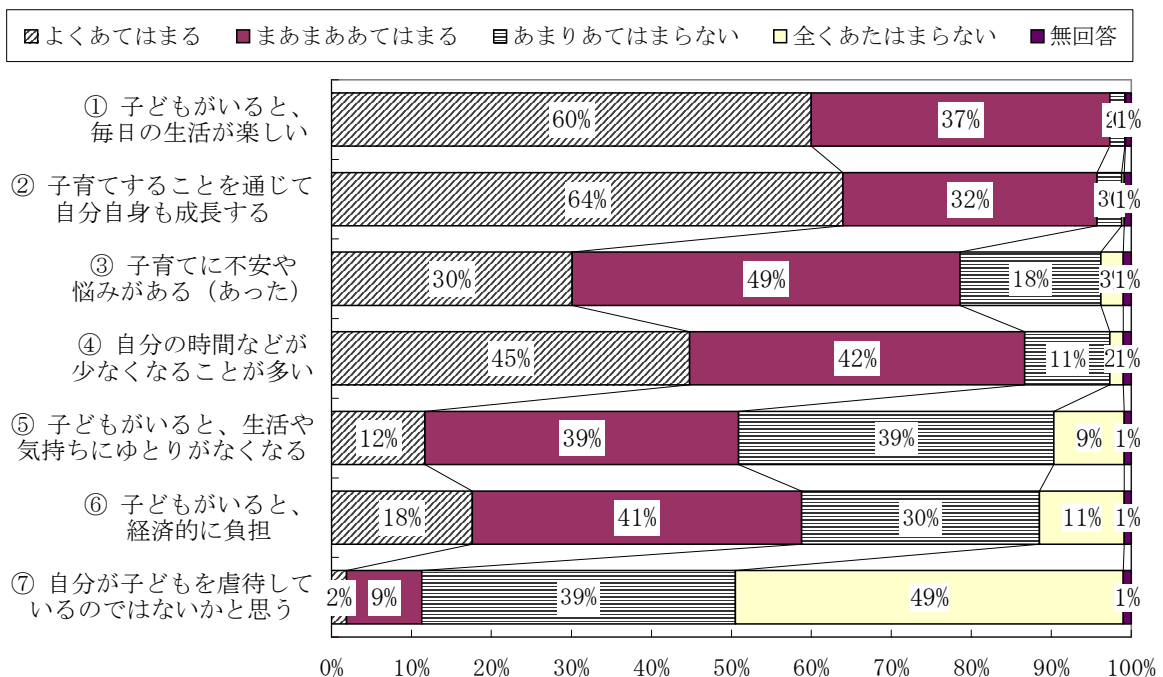
ファミリーサポートセンターの利用割合（問 25）



第7節 子育てに対する気持ち

問 27 の「子育てに対する気持ち」に関しては、「子どもがいると、毎日の生活が楽しい」と「子育てをすることを通じて自分自身も成長する」で、「よくあてはまる」と「まあまああてはまる」を合わせると 95%以上になっており、親が子育てをプラスにとらえていることがうかがえます。一方、「子育てに不安や悩みがある（あった）」と「自分の時間などが少なくなることが多い」というマイナス面も 80%前後と割合が高くなっています。また、虐待についても、約 1 割の親がその可能性を認めています。

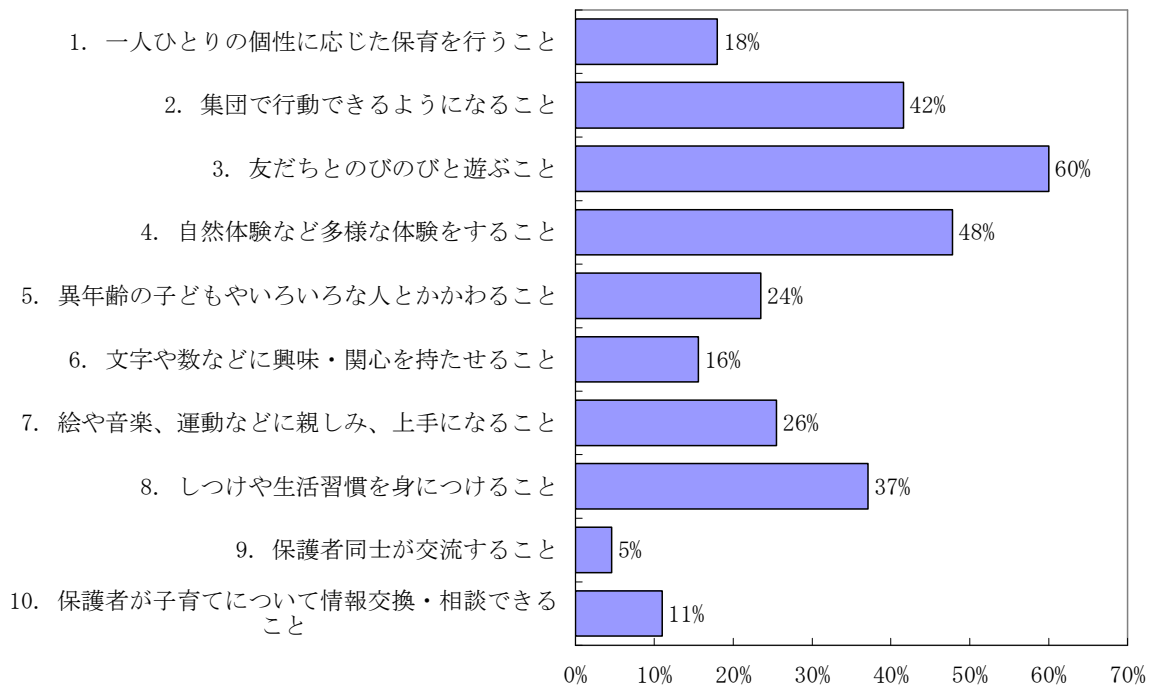
子育てに対する気持ち（問 27）



第8節 保育園・幼稚園のあり方

問 29 によると、保育園・幼稚園に望むことは、「友だちとのびのびと遊ぶこと」が 60%と最も割合が高く、次いで「自然体験など多様な体験をすること」が 48%、「集団で行動できるようになること」が 42%となっています。

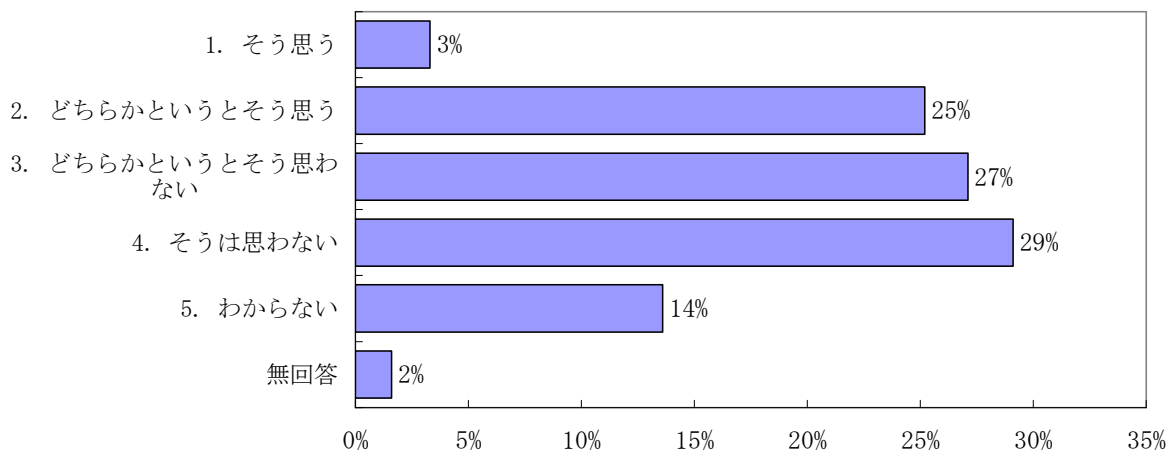
保育園・幼稚園に望むこと（問 29）



第9節 子育てしやすいまちづくりへのニーズ

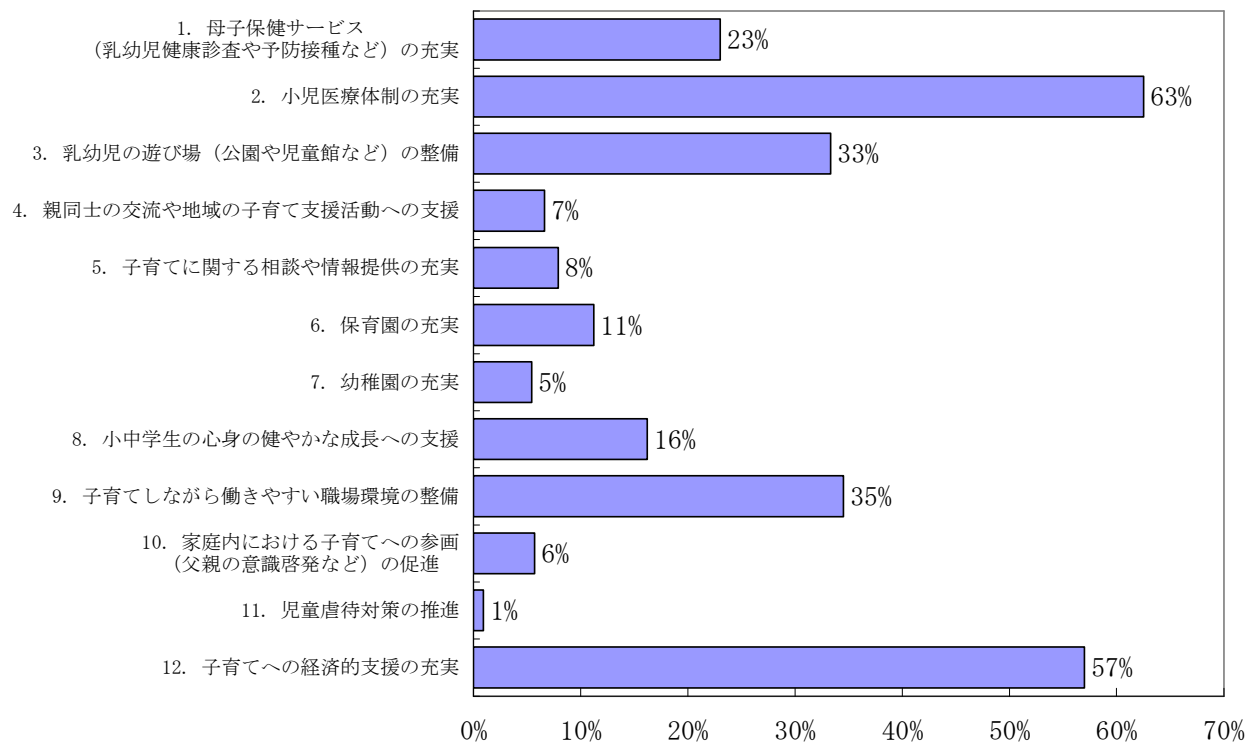
問 31 によると、「香取市は、子育てをしやすいまちだと思うか」については、「そう思う」が 3%、「どちらかというと思う」が 25%、「どちらかというと思わない」が 27%、「そうは思わない」が 29%となっています。「どちらかというと思わない」と「そうは思わない」の合計が 5割を超えています。

香取市は、子育てをしやすいまちだと思うか（問 31）



問 33 によると、「子育てをしやすいまちづくりのために重要な施策」は、「小児医療体制の充実」が 63%で最も割合が高く、「子育てへの経済的支援の充実」が 57%で続いています。

子育てをしやすいまちづくりのために重要な施策（問 33）



香取市次世代育成支援行動計画（後期計画）

発行日：平成 22 年 3 月

発行：香取市 健康福祉部 子育て支援課

〒287-8501 香取市佐原口 2127

電話：0478-50-1257

メール：kosodate@city.katori.lg.jp